

これは吉田首相が折にふれて述べられるのを聞いても、強力なる政府というものが理想であるかのようにお考えになつておる。私はこれは非常な疑問だろと思う。で昨日も引用しました民主主義の父といわれるジェファソンがマディソンに書いた手紙の中に、自分は如何なる意味においてもイナーマスな、勢力的な政府の友ではない、強力なる政府といふものは常に必ず抑圧的である、これは民主主義にとつて根本的な原則であります。さればこそ民主主義において政府が替わる、交替するといふことを前提としておる。ですからいふゆる多数の政党、自由党だけでなく、改進黨、社会党、或いは共産党と、いろいろの政党があることは、政府が交替するといふことが原則なんです。ところが治安維持といふことを取締りの面ばかりで考えておる人は、パーマネントな、自分が常雇いの公務員だものだから、政府といふものも不変の政府といふものを考えやすいんです。でこれは政府の交替ばかりではないんです。憲法が変えられるといふことも御承知のように不可能なことではないんです。むしろそれを前提としておるんです。そうして更に広く法務総裁もお考えになれば、今日の社会制度、資本主義制度といふものが永遠のものでないといふことは法務総裁といふ人もお認めになるだろうと思ふ。そして歴史の示すところにおいて資本主義制度から社会主義制度へ世界が現在動いていゝといふことは、これは意見長官といふとお認めになるでろうと思ふ。これを否定することはできません。これは政党政派、或いはそれぞれの立場に立つとちかして、如何な

る見方をしても変えることはできない事実です。こういうふうに政府は替わるものである、替るべきものである、憲法も場合によつては替るべきものである、社会制度といふものも替るべきものである。これは今日の民主主義が認めておる原則であり、且つ又何人もこれは否定することのできない事実です。そうしてこの変化を如何に平和に行うかといふ点が結局何人にとつても問題だと思ふ。我々にとつても問題なんです。ところでそれがどういふ場合に平和でなく暴力を伴うに至るか、これは暴力の伴うことを私も勿論法務総裁と同様増むべきことだ、悲しむべきことだと思ふ。併しこれがいいか悪いかは、事實問題としてどういふ場合にその政治上の変化といふものが暴力を伴うといふ事實を発生させるかといふことをよく考えて頂きたいのです。でその根本を考えないで、そこに出来たものだけを取締りによつて、刑罰によつて、或いは解散即ち組織の解散などによつてなすやうなことを、即ちこの法律案によつてやうなことをしようとしても、破壊暴力活動といふものは根絶できるものでないといふことはお認めになるだろうと思ふんです。却つて昨日から申し上げておるやうに、その際に処置を誤ると、暴力的な活動が、或いは非合法的な活動が、複雑な暴力的な活動が発生して来る。そうして現われて来た場合にはこれほどうして例へば昨日この法律案によつて例へば共産党なら共産党、その政治上の主義主張といふものに基いて、場合によつては暴力的な行動といふものに移らうと思つておる方々が納得するとは法務総裁としては期待してない

というふうにおつしやいましたが、これはその人々が納得しないばかりでなく、社会の良識ある人がこれに納得しない場合が起つて来る。重ねて引用しますが、例へばトーマス・ジェファソンのやうな民主主義の父と言つてゐる人が、政治の叛乱に對して、一つの国に十年に一度ぐらいはこうした叛乱が起ることが政治にとつては必要だ、イギリスにおいては六年に一遍くらい叛乱が起つておる、そのときジェファソンはパリから手紙を書いてゐるのですが、それは自分は今パリにゐるが、パリに来て三年間に三回叛乱が起つておる、これらの叛乱によつて政府の独裁、専制といふことは防がれておるのである。そのあとにジェファソンのやうな人が人民をして武器をらしめよといふことを言つておりまして、これは本法律案の立案者などが聞いたら怖じけを振るやうな言葉であるかも知れない、人民をして武器をとらしめよ、自由の木は人民の手によつてでなければ育たないのだといふことを言つておられる、ジェファソンは決して共産黨員でもなければいゝ破滅的な人物でもない、民主主義の父と言われる高潔な人格を誰一人疑ふことのできなない人です。こういう關係がどうしてできて来るかといふことがさつきお尋ねしたこの取締りといふものと政策といふものがバランスのとれない場合にはこういう關係が起つて来る。この法律案が考へておるやうに、破壊活動の防止といふことを取締りによつて、いゝゆる刑罰によつて防止するといふことをなさらうとするならば、それに匹敵してそれにバランスのとれる社会政策の上において十分の確信が

ありなかつたか。このバランスがとれていないときにはこの法案によつて取締られる人が確信を動かすことができないばかりではない、社会の有識者がそれに同調せざるを得ない。そうすると、本法案といふものはその所期の目的を達成し得ないばかりではなく、却つて憂うべき状態を発生すると思ひますが、この点については法務総裁はどうお考えになつておられますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は警察を以て政治の全部とは考へておりません。政治の一部であります。あらゆる施策を講じて國民の安定を図るということが政治の要諦であると確信して疑いしません。警察のみを以て治安を全部維持しようといふやうな考へは、これは御同様に考へ方が誤つておると思ひます。我々もこの法案自体を以て全部の治安を維持しようといふやうな考へは毛頭ないのではありません。昨日も申し上げました通り、政治の一部として、即ち日本の治安を守る一端としてこの法案を提出したゆゑであります。我々はどこまでも民主政治の建前をとつて行かなければ相成らんと考へております。いゝゆる國民の意思を議會を通じて反映せしめる、これが議會政治の要諦であり、民主政治の要諦であると考へておるのであります。今ジェファソンの話が出ましたが、ジェファソンはさやうな言葉を聞いたかも知れませんが、私ははつきりと記憶はないのであります。併し仮にさやうな言葉を用いたといつても、ジェファソン時代と今の時代とは全くその様相を異にしておることを銘記しなければならんと考へます。現在においてはいゝゆる民主政治が確立しておるのであります。

す。民主思想の普及と徹底といふことはまだおぼつかないといひまして、制度の上においては日本はすでに議會政治の建前をとつておるのであります。議會を通じて政治をする、これがいゝゆるデモクラシー政治の本義だろつと考へておるのであります。その議會政治を暴力を以て破壊するといふやうなことにいたしますと、これはどこまでも政府の責任として規制して行かなければならん、この法案の狙いは、政治の主義主張はどこまでも議會を通じてやるべし、暴力を以てやるべきではない、いやしくも暴力を以て自己の政權の遂行を図るやうなことがあつては議會政治の否定であるから、これは規制して行かなければならんといふ建前をとつておるのであります。要するにこの法案はどこまでも民主政治の建前を根拠としたもので、そうしてさやうな民主政治を暴力によつて破壊せんとするやうな団体を規制して行きたい、こう考へておる次第であります。

○羽仁五郎君 只今法務総裁は現在日本においては民主主義が確立しておるといふやうに観えるやうな言葉がございまして、これは勿論お言葉のお間違ひだらうと思ひます。日本に民主主義が確立してないといふことはなん人も指摘するところであり、いゝゆる十二歳程度の民主主義だといふやうに言われてゐる。又昨日は法務総裁も私に向つて、官僚独善を許しているの、お叱りもあつた。その通り、我々國會議員がまだ官僚を抑えることはできやしない。そこで今の問題と関連して伺つておきたいのは、これは伊藤委員の

はつきり引いておかなければならない一線があると思うのです。そこでその一線を越えてまで、即ちこの法律案の最も主要な点であり、伊藤委員からたびく指摘をせられましたこの第三条の第二項に、「政治上の主義若しく

は施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため」という言葉がこの法律の中に入つて来ておる。そうしてこの法律が官僚の手に渡され、そしてその官僚は、繰返して申上げておるやうに、いわゆる取締りが政治だというやうに誤つておる伝統は決して払拭されていない。そして又国民の側から言へ

は法務総裁が御指摘になつたように、残念ながら長いものには巻かれる、官吏の前には頭が上らない。まだ検事とか検察官というものが声を怒らして唖鳴れば恐れ入るよりしやうがないような国民なんです。制度の上では立派にできておるかも知れませんが、實質においてはその点について私は法務総裁

か政治家として政治的責任においてお考えになるべき点があるのではないかと思うが、如何ですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) この法律案作成に当りましては、たび／＼申上げました通り、憲法所定の基本的人權をいやしくも侵害するようなこととつてはいけないという観点から考慮を払

しましては、このいわゆる調査官に強制権を持たせなかつたという点であります。御承知の通り、治安維持法の施行当時におきましては、いわゆるこれに、調査官に当るべき者が、強制権を持つておつたのであります。司法処分をみづからなし得る権利を持つておつ

たそよふなことがあつてはな

らないというので、これは強制調査の権限を持たせない、こういう仕組みにしたのであります。この点に當つての苦心をどうぞお察しを願いたい。従いましてこの法案の施行に當りましては、さような観点からと同時に、極めて厳密にこの規制の対象を限定したことであります。この規定の範囲が広まれば広まるほど、この運用においてなかなか容易ならん点が出て来ます。対象を極めて限定したということに苦心をしたのであります。殊に今問題になりました第三條第二項の点であります。これについても相当考慮を払つたのであります。私の考えといたしましては、先刻も申し上げました通り、日本ではどうしてもこの政治というものは議會を通じて行わなくてはならないと思ふのです。いわゆる大衆の意思を議會に反映せしめて、議會によつて日本の政治は將來なすべきであるという建前から、この議會の根柢となるべきその基礎を、暴力によつてこれを否定し、これを破壊せんとするような団体というものは、これは民主政治において許すことができない、こういうものを規制して行かなくてはならんという考えを以ちまして、この法案が作成されたゆゑんであります。どこまでも我々といひましては、民主政治を擁護するといふ一面からこの規定を挿入したのであります。決して國民の基本的人權を阻害するといふような気持は毛頭ないのであるということを御了承願ひたいのであります。

○羽仁五郎君 議會を通じて民主主義が實現せられるといふことに全力を奮起するといふことは、私も全く同感なんです。又そのためにこそ今こうして質

疑を重ねておるのであります。法務總裁がさき／＼御苦心をなすつてしほつて下さいましたこの法律案というものが、原則において、目的においては、どういふ原則と目的の上に立つていたかは法務總裁もお認めにならざるを得ないと思ふのです。如何にこの枝を伐り、葉を除き、根を縮めても、その根幹をなすものは一体何であるか。この点でこの形をとつております破壊活動防止法案というものの特色、その本来の目的、その原則というものは昨年八月大橋君の名前によつて発表され、日本の天下を挙げて戦慄せしめたあの法律案に現れておる精神、その精神が、この法案の背後に隠れておるのであります。法務總裁の非常な御努力によつてそれをできるだけしほつて頂いたのでありますが、併しこのしほつたという事実が何よりも明らかにこの法律案の立案者は何を目的としていたかということを示しておると、これは法務總裁もお認めにならざるを得ないと思ふのであります。若しそうでないとするならば、何故に昨年の八月でありましたか、九月でありましたか、あゝいふものを出したか、アドバルーンを揚げたのです。恐らくそうでないだらう。現在のこの法律案の立案者は、問うに落ち着くに落ちて、あの時に現われておる。それを多大の御努力によつてここまでしほつた。併しそのことは、現在こうした形をとつて現れておる法律案といふものの根本的な精神といふものは、最初に発表されたような恐るべき法律案にあつたといふことを示しておる。ですから、今法務總裁の御努力、議員各位の御努力によつてこの法律案が法文の上において明らかに更に

しほられ、それから又その解釈において更にしほられて、そして或いはその対象は極限せられ、その方法は極めて厳格にせられるところまで持つて行つて、法律になりまして、そのあとにおきましてどういふことが起つて来るかというところを法務總裁もお考え頂きたいと思ひます。そうすると、この法律をどういふふうにして使うかと言いますと、その最小限にしほつて議會の門をくぐり抜けて、その翌日からこの法律案は最大限に日々に解釈されて行きます。これは私自身の経験から申し上げても、そういうことはつきり言えるのですが、例えば必ずこの公安調査官といふ、昔の……それはこういうことを言うだらうと思ふのです。あなたはこういう政策上の主義を持つておられる。現在それは実行できない。合法的に或いは議會に出ようと思つても、合法的に或いはあなたがまさか堂々たる政治家としてその主義主張を捨てるといふことは考えられない。ところで非合法化され、解散されておる。ですからこの法律案で言いますと、最初はいわゆる行政措置といふようなものから来るのですが、併しこれは佐藤さんもよく聞いて頂きたいですが、最初は、或いはあなたもたゞ／＼御説明になるような、行政権の責任に属するようなことから始まつて来るのです。併しこの法律の目的としておられるところは、最後必ず解散まで行き、そして必ず刑罰まで行かなければならないようになつてゐる。なぜそうかといふは、解散された、或いは最後の六カ月の停止といふような処置を受けて、これに本人としても納得

されるはずがないし、又恐らくは公安調査庁におかれましては、あれに六カ月の停止したらおとなしく六カ月の停止してゐるだらうとは思ふされたい。そこでいふやうなこの取締の官憲といふものは、あなたが政治上の信念を持ち、主義主張を持つてゐる以上は、これを實現するといふためには、手段を選ばない。即ち破壊的暴力といふものも考へてゐるのだらう。集団的な破壊的暴力といふものも考へてゐるのだらう。これはこの法律によつてしほりしほつて行つて議會を通つたあらゆる法案が、議會を通つた翌日から一歩々々拡大されておるすべての例をこに出して御説明するまでもないと思ひます。有名な刑事訴訟法の場合でもその通りじやありませんか。拘留を重ねるということとは日本においてその当時、大正十何年でありましたか、絶対にそういうことはあり得ないことだ。そうして議會をお通しになつて、国会議員はそれを信じてそれを通過した。翌日からその拘留といふものはどん／＼延長されて、遂には五年、六年といふような拘留が行われておる。こういうことを私から法務總裁に申し上げるのは、釈明に説法のように甚だ恐縮ですが、法務總裁もよく御承知になつておることだらうと思ふ。ですからこの、折角こういうふうにしほつて頂いた法律案、その御努力は実に多とするものであります。更に一歩進めてお考えになつてみれば、ここまでしほつてみたが、併しこの法律案の原則と目的とはどういふものであつたかといふことを考へて御覽になり、従つてこれが国会を通つた後に、そうして忽ち日に／＼一歩々々拡

大されて行くのじやないか。その間にはそれは五年、十年の年月を要するかも知れません。或いは二十年の年月を要するかも知れない。併しこれが第一歩となつて、國民が沈黙を強制されるやうになるのじやないか。そして官僚の独裁といふものに對して一指も触れることができないやうになつてしまふのじやないか。或いは河合榮治郎とか、或いは美濃部達吉とか、或いは金森徳次郎とかいふやうなたゞ／＼さへ沈黙せざるを得ないやうなところまで……決してこの法案が通つた翌日には勿論ありません。併しそれは数年の後、或いは五年、十年の後なつて行くのじやないか。或いは吉河君も現在ではそういうことは考へてゐないかも知れない。併し治安維持法が通過したときもその通りです。これは治安維持法通過の際の国会における當時の若槻内相の説明や、或いは答弁といふものも法務總裁も目をお通しになりましたでしよう。又よく御記憶のことであらうと思ひます。決してこの治安維持法といふものは、思想や言論や新聞などの圧迫をするものではない。丁度今ここで法務總裁がこの破壊活動防止法案は決して一般の思想を取締つたり、言論を取締つたり、或いはわんや新聞などを取締るものにはならない。日本男子として絶対にそういうことはさせないといふふうにおつしやつておられる。これは治安維持法が通過の際の若槻内相のお答えと全く同じです。そして若槻内相といふかたが実に優れた人格者であつたといふことは、現在の法務總裁に決して劣られないかたである。我々から見

おつしやつてゐるのじやなかつた。又御努力をなさらなかつたのでもない。然るにそれがなせ五年、十年のうちにあの恐るべき状態を導いたか。時代が違つてゐる。又いろいろな点で治安維持法とこれとは違つてゐるというふうにおつしやるでしようが、併し果して当時の状況が今日一掃されておりますか。果して治安維持法とこの法律案との根本的な点における同一性というものを否定することができるといふか。この点があればこそ各新聞が挙つてこれに対して反対の意向を表明し、今朝の朝日新聞の漫画を見ましても、吉田さんが、反対という竹林、すべての竹に反対と書いてある、その中を鬼の持つような棒を何とくして押し通そうとして苦心してゐる。あの漫画家は決して一党一派に偏してあの漫画を書いたのじやない。現在の事実、世論が挙げてこれに反対してゐる。そして野党は挙げてこれに反対してゐる。学者は挙げてこれに反対してゐるというところに御反省の余地がないのでしようか。

○国務大臣(木村篤太郎君) この法案の構想は、大橋君が會つて構想されたものとは相違をしてゐるのであります。先刻私が申し上げました通り、この法案の建前は、又原則は、どこまでも日本の民主政治を維持して行きたい。暴力を以て日本の議会政治を否認したりするような団体を規制して行くというのであります。およそ構想は私は違つてゐるものであります。この法案の実施についての御懸念は、しばしの御質問でわかりました。先刻来私も答弁いたしましたように、できるだけそういうような危惧の念を一掃いたしたいという考えを以て構想を練つたのであります。治安維持法とはおよそこの法案の構想において相違してゐる。本質的に變つてゐるということは申すまでもないところであります。昨日来政府委員から十分御説明申し上げた通りであります。要するにこの法案というものはどこまでも民主政治を維持して行く、それに緊要止むを得ない法案であるといふことを申し上げたいのであります。我々といひましてはさうな気持ちからこの法案を作つたといふことであります。民衆のお話が出ました。が、この法案の必要性は私は国民一般は認めておると考えております。この運用の如何によつて、或いは日本の国民の基本的な人権を侵害する虞れがあるのじやないかといふところに危惧があるのである。今日の日本の治安の情勢において、かくのごとき法案の必要な情勢といふことは私は認めておると思つてゐる。昨日の日本タイムズの社説においても、十分その点は述べられてゐるのではありません。この運用実施についての危惧であります。その点については我々十分に考慮して、万遺憾のないことを期したいといふことを考えておる次第であります。

○羽仁五郎君 日本タイムズの社説をお挙げになつたのは、まさに青鬼の浮木といふか、各新聞がその社説を以て反対しておる中に、如何にも昨日日本タイムズだけがこういふ法律案が必要といふことを書かれております。而してそれを御覧になつても、日本語で書いてある新聞は皆反対しており、英文で書いてある、日本で発行されておる或いは外務省の機関紙じやないかとと思われるものだけである。これによる

と、この破壊活動というものが若しありとするならば、この法律案こそ最初の破壊活動ではないか、憲法を破壊する最初の破壊活動ではないか、この法律案が成立するならば、逆に先ず第一にこの法律案そのものを取締るべきじやないかと思はれるほどの法律案といふものが支持されてゐるのは、今まさにその例としてお取上げになつたように、日本タイムズただ一つでしう。さればこそさつきの漫画家もあつたといふ漫画を書いておる、これは法務総裁が十分にお考えになつて、さつきも申し上げておりますように、暴力的な、破壊的な活動というものは刑法によつて取締られる、それを政治上の主義若しくは施策を推進し支持し、或いは反対するためにやるというものは、これは政治活動です。ですから政治活動に対しては政治活動を以て堂々と対処するのが唯一の有効な方法ではないか、これは新聞においても同様です。新聞の上で例へば暴力破壊活動を扇動しておるこの新聞を解散することによつて戦えないのです。法務総裁はスポーツマンでおられるからよく御承知でしょう。相手がそこに出て来ないで、どうして戦えますか。ですから新聞が破壊活動を扇動してゐる、然らば他の新聞を以て破壊活動を扇動することが、如何に誤つておるかといふことを論破して、それを國民の前に明らかに示して、この政治上の活動に対しては政治上の活動を以て、新聞に対しては新聞を以て、言論に対しては言論を以て、思想に対しては思想を以て戦うことが唯一の戦う方法であり、又唯一の有効な方法である。それは民主主義の原則であり、又憲法の命じておるところである。ところがこの法律案はそれをさせないで、それに対して、政党として、新聞として相対するのではなくて、その政見、その新聞を解散をしてしまふ、それが全体主義です。ナチスの思想が現われてゐる。そういう意味においてこれはいふゆる共産主義の全体主義といふものを防ぐのだといひながら、実は自分みづからはナチス、或いはファシズムの全体主義を築こうとしてゐる。法務総裁がその節を汚さるべきでないばかりじやない、佐藤意見長官のような学識あり、青春に富んでおるかたがその節を汚されるということには悲しむべきことだ。僅かに日本の新聞紙の中で英文で書かれてゐる外務省の機関紙じやないか。外務省の官吏は今日盛んに政治活動をやつてゐる、法務総裁のお目にとまらぬかも知れないが、新聞で、輿論で問題になつておる、平和を唱へるのは共産党だといふことまで言つてゐる。そういう状態が今日すでに発生してゐるのです。何故に政治上の主義を以て暴力を行わんとするものに對しては、政治上の主義を持つ他の政党が、そうした政党を圧倒することができないのでしようか。そういう新聞が若しあつた場合には、他の新聞がこれを圧倒することができないのでしようか。又それよりほかに方法があるとお考えでしようか。どうでしようか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私は羽仁委員の今の考えは相当ギャップがあるのじやないかと、こう考えます。政治については政治、言論については言論、おの／＼相對立せしめて主義主張を貫かせよう、これは民主政治の建前であります。私も同感であります。これで行かなくては日本の民主政治といふものは行われぬのであります。我々はそれを希つてゐるのであります。その建前はどこまでも堅持したい。ところが自分の主義主張を暴力によつてこれを貫こうといふ団体を、これを許すことができません。これこそ議會政治の否認であり、民主政治の否認である。我々は考えてゐる。どこまでも言論は言論、主義は主義、それで相対抗して初めて民主政治といふものが行われるのであります。それを自分の主義主張を暴力によつてこれを遂行しようといふような団体ありとすれば、これは民主政治の破壊であります。我々としてはさうな団体は規制せざるを得ない。新聞においてもさうでありませう。新聞において堂々主義主張を掲げるべし、政府の政策に対しては批判論難すべし、同感であります。併しなから新聞といへども内乱を扇動したり、内乱を教唆したりするやうなことがありまふと、これはどうなるでしようか。これこそ私は議會政治の否認であり、破壊であるとお考えしております。自分の主義主張は堂々と私はこれはすべきであるとお考えしておりますが、暴力を以てさうなことを遂行し、又暴力を以てこれを扇動するといふやうなことであります。議會政治の否認であり、又我々は治安の確保の面から見て、さうなことは捨てておけない、取締らざるを得ないと、こう考えております。

○羽仁五郎君 法務総裁は私の論理にギャップがあると指摘せられました。が、その点については私も考えておりますが、法務総裁の今のお言葉にもギャップがあるのじやないかと思つてお

す。で、或る一つの政党が政党対政党という争いにおいて問題を解決しようとしないうちに、暴力に訴えた場合、これは刑法によつて勿論処罰されます。そして又刑法によつてこれを予防することもできます。その陰謀或いは計画というものが明らかであり、その危険が眼前に明白である場合は、これを除くことができる。今日の刑法というのは決して間抜けな人々がこしらえたものではない。十分の経験、十分の学問上の根拠を以て刑法ができておる。法務総裁は刑法では団体が取締れないから、或いは今の刑法ではできないから、或いは今のおつしやるが、併し現在の刑法というものがそうであらうにできておるものではない、なし得ることです。私は佐藤意見長官に法律の悪魔というふうに申上げたのは、なし得ることならばすべてなしていい。法律上できることならばすべてやつていいのだという考え方は法律の悪魔だと言う。法律上なし得ることでもなさないことがある、私はその点について法務総裁がおつしやるのは、この政治上の団体或いは労働組合或いは新聞というものがその主義主張の上において如何なることを主張しようともそれはまだ主張です。それに対しては、主張に対しては他の主張を以て救済することができ得るのであるし、又それが暴力の行使に移り又は実行に移らんとし、今日のおつしやるのは、今日の刑法において十分これを防ぐことができるのです。そうしてこれを、その危険を差迫つてから防ぐのでは遅い。従つてよほど早くから防ぎたい、そうし

てそれを法律上できるようにしたいという考え方は、法律上の悪魔の考え方である。いわゆるブライオール・レストレーンというか、あらかじめまだ起つていないことを防ぐということを許すならば、これは今日の憲法或いは刑法の、或いは基本的人権の保障というものはすべて崩れてしまふ。いわゆる日本の封建時代からの官吏の考え方、いわゆる急進派の考え方、これは法務総裁もお認めになるだろうと思う。実に性急にそうして言論なり政治なりを通じて解決されるのを待ち切れない。そんなことをしておつて若し内乱が起つたらどうするのだ、或いは自分の首が飛びやしないかというふうな気持ちから来るかも知れない。要するにそうした急進派の、あらかじめ防ぎたい、防ぎたい、その限度は刑法の原則において与えられている。それを昨日、一昨日も伊藤議員から各条項について指摘せられておる。その限度を安々と突破して行く、そうしてそのものは直ちにいわゆるブライオール・レストレーンというものになつていないかも知れないが、それに向つての一步を踏み出して行く、ここに問題があるので、法務総裁のお考えにギャップがあると申上げるのは、正當なる労働組合なり、新聞なりが暴力行動に移る、或いは暴力行動を準備する、暴力行動を主張すると、こういうことは本當にあり得ないことなんですよ。これは法務総裁も認識しておられると思うが、堂々たる政党や堂々たる新聞、堂々たる労働組合が今日の民主主義社会において輿論の支持を受けて行かなければ何事もなし得ないこと

は認識しておる。それが不法な破壊活動をすることを主張するということとはあり得ない。だから結局二つの場合しかないのです。一つは、官僚はそういうふうなことをつて、か、いわゆるブレイム・アツプ、でつち上げる、或いはプロボークする、挑発する、そういう場合にそういうことが起るか、そうでなければ、よく／＼の場にジェフ・アトソンが言つたように武器をとれ、ジェフ・アトソンが言つたかどうかわからないが、念のために申上げておきますが、「ラ・マルセイエーズ」という歌がありますが、この「ラ・マルセイエーズ」の中で何と言つておるかという、市民は武器をとれと言つておる。法務総裁御承知ないはずはないと思う。その中にオーザルム・シユトワイエン、市民は武器をとれと言つておる。戦争中のことですから余談になりませんが、伊沢多喜男さんと信時潔さんと会つたことがある。そのときに伊沢さんが信時潔さんに向つて、この頃日本でできる歌は鄭声だ、鄭声の諷刺は法務総裁にするまでもない。「海行かば」、「愛国行進曲」、あれは皆鄭声だと伊沢多喜男さんが言うのです。僕が言うのではないのです。「とんこ節」や「愛して頂戴」ばかりが鄭声ではないのです。「海行かば」、「愛国行進曲」が鄭声なんです。国が滅びる音楽なんです。そのときに信時潔さんが伊沢さんに向つて、それではどういふものが國を興す音楽かと質問したのである。そのときに伊沢さんが、「ラ・マルセイエーズ」こそ國を興す音楽だと言つたのです。然らばこの法律案ができるな

らば、どうかすれば國民が集會の席上で、或いは集會行進の途上で「ラ・マルセイエーズ」を歌つたら、立派な破壊活動として取上げられ、或いは解散せられ、或いは刑罰に付せられることがあり得るじゃないでしょうか、あり得ないというふうにお考えになりますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 申上げます。刑法で団体の規制は賄い得ないのです。而してこの法案第四条において明白に規定しております新公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して、当該団体が継続又は反覆して将来更に団体の活動として暴力主義的破壊活動を行う明らかな虞れがありと認める十分なる理由がある団体であります。すでに破壊活動を一たび行なつて、更に将来継続反覆して行く虞れがあると認められる十分理由のある団体を規制して行く。ただむやみやたらに虞れありと認めて団体を規制するわけではありません。もうすでに実績があるのではありません。その実績のある団体が将来反覆継続して破壊活動を行うという虞れがあると認められる十分理由のある団体を規制して行く、ここで我々はしほつておるのであります。決してむやみやたらに団体を規制して行くという考え方は毛頭ないということを申上げたいのであります。而してかような団体の規制は賄い得ないということを、日本の刑法では賄い得ないということを御了承願ひたいと思ひます。我々にはかような意味を以てしまして、慎重にこの法案を作成したゆゑんであります。殊に世間では往々にして、労働組合、或いは新聞がこの法案によつて規制される

のではないかとというような危懼を抱いておる向きもあるのではありません。さうなことは絶対にない。この法案を十分に御審議下さいましたら、明瞭にその点はなるうと考へております。殊に今羽仁委員の仰せになりました、叛亂をやろうとか何と云ふことを言つただけでこの法案に引つかかるのではないかと云ふことは毛頭ないのではありません。いわゆる現実にはこの叛亂を計画してそれを扇動したりするような場合に於いて何をするのであります。議論としてさうなことを言うような場合には、これは私は該當しないと考へます。實際において叛亂を起すということについての扇動、教唆することについてのこの法案は賄い得ないといふのであります。ただ漠然としてさういふような議論をしたところでのこの法案の對象となるものではないということを申上げておきます。

○羽仁五郎君 法務総裁はさういふふうにお考えになつておるのだらうと思ひます。併し法律は別のことを考へております。又この法律を用いようとしておる人は別のことを考へております。この法律から見れば、例えば集會行進の途上において公務執行妨害があつた。これは先ず破壊活動の行爲として取上げられて来る。さういふうなことが幾つか重なつて来る場合において、今法務総裁がおつしやつておるような破壊活動をすでに実行し又繰返して行く虞れがあるという認定が下されるのです。そうして法務総裁が決して公安調査庁の長官におなりになるわけでもないし、又永久に法務総裁

をなさるわけでもないのです。それで今朝からだん／＼申上げておるような、現在までの日本の官僚的な官僚独善、官僚独裁の空気の中で、今法務總裁のお考えになつたことは全く逆のことをこの法律は考へ、この法律を使つて行くことができるのです。そういう点は今制限されておる時間の中で一申上げませんが、一昨日、昨日伊藤委員からの御質疑をお聞き下さいまして、私の今申したことが根拠がないとお考えにならぬと思ひます。

時間の制限がありますので、第四の点に移らして頂きますが、第四の点について法務總裁に伺つておかなければならないのは、事実この法律案の背後に何があるかというのを法務總裁としてもお考え頂きたいと思ひます。この法律案の正面から出ておるものと、それからその背後に何があるものかという点であります。で法務總裁も繰返して御説明下さいますように、それから又我々も繰返して申上げますように、一体この法律が言つておるような、さつきも申上げましたが、破壊活動というものをなすところの団体というものはあり得ようかという点であります。これはいわゆる内乱という事実そのものを取上げて、さつき言うように、英国においては六年に一遍、或る意味においては内乱の事実そのものでさえも減少に起ることではないのです。よく／＼の場合でなければ起るものではないのです。ですから、この法律がそういうものを取締ろうとしておる対象についての規定が、いまいだという輿論及び学者の指摘は、決して理由なしとは言へないのです。ないものを規定しようとしているので

すから、それはあいまいにならざるを得ない。これはこの法律が規定してある取締りの対象となるものがあいまいを極めて、輿論に非常な不安を与え、学者はこうしたあいまいな規定の持つ危険を指摘せられるのは、この法律の取締ろうとしておる破壊活動というものはあろうはずがないのです。ある破壊活動、あり得る破壊活動というものは刑法で取締られてゐるのです。あり得ない破壊活動というものを刑法で取締れないのは当り前です。そこでさつき申上げたように、そこには二つの場合しかあり得なくなつて来る。これはどうか法務總裁も十分考へて頂きたいのですが、日本の過去の官僚がそういうことを一回もやつたことはない、そういう習慣は全くないというのならば、私はちつとも心配しない。併し事実においては、日本の過去の官僚は、それから又日本の現在の官僚が以てよるどころとし、或いはその助けとして、いかにも知れないアメリカにおいて、フレーム・アップ、でつち上げ、或いは挑発というところは、これはもう誰が見ても突に厭うべきという習慣がございます。福沢諭吉は、日本には正月の初捕りというものがあつたと、江戸時代にはいわゆる岡つ引というのですか、目明しというのですか、正月の二日に仕事始めといつて江戸の市中を徘徊する、正月の二日だけ元日だから知りませんが、別に悪いことをする人があつてはあります。併しその日は何も仕事がなくして役所へ帰つて来ては甚だ縁起が悪いというのです。どうしてもし縁起に仕事をしなくちやならんわけ、人相がちよつとおかしいとか、或いは風附がちよつとおかしいとか、或

いう人を捕えて来て、とにかくその日の仕事始めとする、正月の初捕りという言葉が日本にあるくらいです。そうしてこれは封建時代の言葉です。福沢諭吉はそういうことを心配したかも知れないが、今日はどうも先生もおつしやらないと思ひ、如何でしよう。そういう伝統があるのです。フレーム・アップ、この間も海野普吉さんがラジオを通じても言つておられました。その如何にいわゆる情報屋の情報といふものによつて、日本の情報警察といふものが動いてゐるかといふ一つの例を挙げておられる。我々の聞いたところによれば、特務局長の犬が毒殺せられたと、これは成るほど破壊分子がそういうところまで行つてゐるのかと、僕は吉河君に非常に同情した、さぞかし氣持が悪いであらう、あとから聞けばそれは肺炎で死んだのだという話であります。(笑聲)これは恐らくは噂話に過ぎないでしょう。併し私は笑えないものがあるのです。法務總裁もおありになるだらうと思ひます。労働組合のメンバー、或いは政党のメンバーでありまして、若い人もある。その人に向つて挑発いたしますれば、それは瓶の中にガソリンをいれて火をつけて投げるくらいのことにはやるかも知れない。そういうことをやつてフレーム・アップをやつて、或いは挑発をやるといふふうにして起る場合に、成るほど或る政治団体なり労働組合なり何なりが、ここに言うところの破壊活動というものをなすかも知れない。然らざる場合には、さつき申上げたようなよく／＼の場合、政治家が

手段尽きて、而もその信念のために武器をとるといふ場合しかあり得ないのです。そうでないとするならば、今度の第二の場合ですが、一定の団体を包括的な認定によつてそういう破壊的団体であるとすることなんです。この包括的な認定がこの法律案の主体をなしており、これが如何に問題であるといふことは伊藤委員が各条項について指摘された通りです。そうして、想像するところによれば、恐らくは共産党が解散せられ、或いは「アカハタ」が発行停止をされるのです。そうして、仮にこの目的を達して共産党が全く絶滅せられたと、根絶せられたといふ場合に、公安調査庁は深く解散せられるでしょうが、消滅するでしょうか、これは法務總裁もよく考へて頂きたい。決して解散しないと思ひます。日本の官僚の伝統の上に立つこの公安調査庁は決して解散しません。その次の仕事を探します。正月の初捕りを始めるのです。その次に何をやるかといひます。我々をやりま。す。(ノ／＼)と呼ぶ者あり。これは過去において行われたことであり、決して今後行われたいとは限らない。そうして、今／＼と言つておられる自由党にまで最後には及んだことは、決して過去にそんなに遠くない、一世絶も二世絶も遠い話ではありません。特高警察が共産党をやつて、社会党をやつて、そうしてそのあとにやがて元の政友会、民政党にまで及んで、遂に大政翼賛会を作つた。これは論理的にそうならざるを得ない。官吏が自分のやつておる仕事になつたと、これは大変喜ばしいと、今度自分は八百屋か魚屋か正業について一生を送る

うというふうには思ひません。そうではない、これは次に仕事を探さなければならぬ。これは決して現在の官吏の個人を侮辱しようと思つてゐるのではない。法務總裁も御同感であつた通り、どうかしてこの官僚主義から脱却したいという唯一の動機から、唯一の憂慮からこの際申上げておるのです。お笑い下さるようなことであるならば、私は実に嬉しいのです。併しなからさうでないからこの点を申上げておる。そうして、今申上げたように破壊活動というものはあり得ないので、すから、これをでつち上げるが、挑発するか、さうでなければ次々と拡大して行く。この拡大することのもう一つの必然性には、先ほども申上げましたように、共産党なら共産党を圧迫すれば非合法になる、非合法になれば秘密活動になる、秘密活動になればどこへ行くのかかわらない。そうしてこれはアメリカの場合にも最近起つておることで、その共産党なり、或いは禁止された団体なりが、或いはそれと類似の団体が印刷物を出して、そうしてそれを郵便によつて送りつける場合がありま。す。法務總裁のお手許などにもさういふ郵便が来るかも知れない。それから又さういふ郵便の宛先のリストがさういふ団体にあるかも知れない。そこでさういふ団体を尾行し、或いは張込みを行う、或いはそこに乗込んでさういふリストを公安調査庁が手に入れられれば、そのリストに載つておる名前は、左藤義隆君のような政治家のところにも必ずさういふ新聞は来るだらうと思ひ。さういふ人々の名前は、さういふリストの上から公安調査庁の重要な資料として、その上に調査が行

われるのです。そうして恐らくは左藤君なり何なる場合には、これはそういう疑いの全然ない人だというのが調査の結果わかるでしょう。併しわかるまでの間は、あなたの人格は侮辱されるのです。こういうことが起り得ないということを、法務総裁は良心に基き、政治責任に基き、国会における証言の責任においておつしやるべきでございましょうか。而もそういうことが起る虞れが多分にあつて、或いは多分と申さなくてもよろしいです、多少なりともあつて、而もその破壊活動というものは実際ない。或いはあるとしても、これを絶滅することはできない。こういう法律案がどうして堂々たる法務総裁によつて国会に提案され、国会を通過することが出来るのでございましょうか。今申上げたことが間違つておるのではありませんか、どうか教えて頂きたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 本案に規定いたしましたような暴力的破壊団体の私はないことを希います。併しながら遺憾ながらそういう危惧の念を抱かざるを得ない事実があるものでありますから、この法案を提出した次第であります。

只今官吏のことを述べたお述べになりました。私はこういう考えを持つておるのです。官吏といえども人でありまゝです。人である以上は神様でないであります。神様でない以上は過ちもありまゝです。これはお互いに寛容の態度を以て臨まなくちゃならん。私はこれは民主政治の根本をなすものだと考えております。お互いに寛容の態度を以て臨む。お互いに一つの欠点があれば、それを突つき出してこれを攻撃する

るというふうなことでありますれば、決して平和の社会は私は作られることはできんと思つておる。官吏であらうと誰であらうと、お互いに寛容の態度を持つて行きたい。私は民主政治の根本をなすものだと、断じて疑わないのであります。これは余談になります。が、今日学生と警察官の対立、非常に私は歎かわしいことであると思ふ。なれども少しお互いに寛容の態度を示すことができないのであらうか。お互いに日本人であります。いや世界の人類であります。人類がお互いに手を取り合つて平和の社会を建設することが出来るのでないであらうか。この寛容の態度を失つてこそ、私は今日の日本の治安が乱れて来るのじやないかと私はそう考へておる。実に歎かわしい、徒らに攻撃することはおやめ下さい。我々も官吏の悪いところは十分これを是正して行きたいと思つております。これこそ本当に私は手を繋いでやるべき事柄だと考へております。寛容の態度でお互いに許し合う態度、欠点があつたならばお互いに気持よく許して、そうして手を取り合おう、これが我々の気持であります。我々が官吏の監督において行届かないという点もありません。併し我々にはこれは誤らしましめないうに最大の努力を今後払つて行くつもりであります。どうかさような気持において今後この法案の実施について十分……我々も最高責任者として万端漏れないように、併し神ならぬ人間でありますから、欠点もありまゝです。許すことの頂ける過失は許して頂きたい。どうかさような気持で、この法案の実施を見て頂きたいと、こう考へております。

○羽仁五郎君 法務総裁の只今おつしやるお氣持はよくわかります。そうして私個人としては官吏諸君に対して感謝こそすれ、一つの恩恵を抱いておるものではない。過去において私自身が警察において糾問を受けた、場合によつては拷問を受けた人々に対しまして、その人が正業につかんとする場合に、私はそれを援助しております。今おつしやる点については、その点全く同感であります。併し法務総裁は私の質問にはお答えになつておりません。それから又国会議員は行政権を信じて、そうしてこれにいろ／＼なものを持たせろといふことは、職務の怠慢とならざるを得ません。この点は法務総裁も御了解下さつてゐるのだらうと思ひます。只今のお論しは有難く頂戴いたしますが、併し我々の職務の上から申上げなければならぬことはよくお聞き取り下さつてお答え下さるよう願ひをいたします。私は個々の条文については重ねて伊藤委員に対して政府側から正式の御答弁があるのだらうと思つておりますから、重要な点についてでありますけれども、私からその点について質問をすることはこの際避けられます。どうか早く伊藤委員の指摘せられた点で、委員のごとくであります。是非、非常な不安を感じてゐる点については、政府の意見を統一せられて、早くこれらについて答弁をなさるべきであらうと思ひます。今申上げる点は法務総裁がお答えにならないのは、或は大変失礼かも知れないが、悲鳴をお上げになつてゐるのじやないかといふふうにも聴えるのです。さつき申上げましたような破壊活動といふものはあり得ない。若しそれがあつたれば

これを作るのである。法務総裁乃至その他のかた／＼も、よく毎日の新聞に報道せられておるガソリン爆の投込みだとか、或いは何であるか、ああいふ破壊活動を放置してゐるのか、あかいうことをよくおつしやいます。私はそれに対しては、法務総裁として二つのことを考へて頂きたい。一つは新聞に報道せられるやうないわゆる破壊活動といふものの中に、たとえ一つでもいゝはでつち上げによつて起つたもの、これは過去の日本においてはよくさういふやうなことがありました。法務総裁も御承知でしょう。政府が或る一つの法律案を国会に出して、それを通そうと思ふときには、如何にもさういふ法律案が必要であるやうなことを新聞に書いてもらふ。さういふプレスキャンペインをやる。さうすると国会議員はそれを讀んで、成るほどさういふことがある、これは大変だ、それじや成るほどさういふ法律案が必要だといふことになつてゐるのだらうと思ひます。又さういふ事実はまだ一遍も聞いたことはないとおつしやるまいと思ひます。現在この破壊活動防止法案に対して、その直前にしば／＼新聞に報道せられ、我々の心を痛ましめたやうなあかいつつたものがある、或いはフレイム・アップによつて起つたものがある、或いは今申上げたやうにこの法律案を通すために国会議員の認識を誤らしめるためにさういふものを新聞紙上に掲げたものがあるといふことがあつたら、これは大変なことです。この点は法務総裁も十分考へて頂きたい

いと思ふのが第一です。それから第二にお考へを頂きたいと思ひますのは、これは五月十八日でしたかのサンデー毎日にカリシヤといふ外国の通信員が書いておられます。日本が警察国家になるよりも、日本が警察国家になるよりも、煉瓦の三つや四つ飛んで来ても自由な国であるほうが有難い。法務総裁もこれは御同感だらうと思ふ。煉瓦が二つや三つ飛んで来たらといつて自由を制限し、直ちに警察国家ができるとはいひませんが、それに向つて第一歩を踏み出すといふやうなことは政治家としてとるべきじやないと思ひますが、今の二点については法務総裁はどうお考へになつてゐるのか、さういふ点についても考へておるというお答えでございましょうか。いやさういふことは全然ないというお答えでございましょうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 我々は警察国家の再現は許すべからざるものと考えております。さういふことがあつてはいかんと思ひます。私も煉瓦の二つや三つ、ピストルの二つや三つならば驚きません。さういふことで日本の国民も驚くべきものじやないと思ひます。さういふことについて疑ひません。さういふことについてこの法案ではない。私の一番心配しているのは、要するに暴力を以て日本の民主主義政治を破壊せんとする、さういふ団体について憂うるのであります。又さういふ行為について憂うるのであります。先ほど羽仁委員から共産

党が撲滅すれば社会党が又この法案に引つかかる、社会党が撲滅すれば改進黨がこの法案に引つかかる、改進黨が撲滅すれば自由党が引つかかる、来る……。私はさうなことは毛頭考えておりません。社会党だつて堂々たる政党内閣であり、改進黨も堂々たる政党内閣であり、自由党も同様である。お互いに民主政治を行うことに努力して、改進黨であり、その政党内閣がその暴力破壊活動をやるやうなことは夢にも思いません。さうなことがあつてはならん、決して疑われないのであります。ただ、暴力によつて民主政治を破壊するやうな団体があることを我々は懸念しておる、それが日本の民主政治の建前からいって許すことのできない、これはどこまでも規制して行かなければならん、この一念であります。どうぞ誤解のないようにして頂きたいと考へております。ただこの法案の運用につきましては、いろいろの御疑念もありましよう。併しその点については我々はこの法案自体からしほるだけしほつて、さうな憂いのないやうに努力したつもりであるのであります。又実施の際におきまして我々はその点について十分の考慮を払ひたい、こう考へております。

○羽仁五郎君 どうか今最後におつしやいました運用の上において我々が抱いておる心配に対する同情を法文の上において現わして頂きたい。運用に任せるということは国会議員としてできるだけ避けなければならぬこと、運用上の心配があるやうなことを御同情下さるならば、さういふ心配を防ぐために、法文の上において現わし

て頂きたい。どれ／＼の条項がさうであるかというところは伊藤委員からすでに指摘せられております。この改進黨或いは自由党が破壊活動の法案に引つかかるやうなことは絶対にないといふことは、いささかお話し過ぎじやないかと思ひます。私も勿論予言をするつもりはございません。併し例へば仮に、来るべき総選挙において自由党が再び絶対多数を得られる、さうして再び現在と同じ政策を續けて行かれる、それはいいでしょう。それから又四年経つて又総選挙が行われて再び絶対多数を得られて同じ政策を續けられて行く、私はさういふことを希望するのですが、併し反対党のかた／＼が若し同一政権が余りに長く政権を維持して行くために、国民が苦しんでいる、何とかこれを救わなければならぬ。今のはちよつと例が悪いかも知れませんが、戦争前の東条内閣のやうなものが續いていくやうなときには、法務總裁が御同情を寄せられるであらうやうな政党内閣といへども、この東条内閣を倒して国民を救わなければならぬ。そのためには一身の危害というものを顧みない、武器をとつて起たなければならぬ、武器も知れないといふことは、私はあり得ることであらうと思ひます。これはさういふことは絶対にないといふことは私にはないと思ひます。この点について重ねて御答弁を頂くのではないが、さつきの点についてお答えを頂いておきたいと思ひますが、如何でしょう。運用の点について我々の心配があることを御同情下さつておるその点を、どうかこの法の条文の上においてさうした御心配を除くやうに御努力をお願いしたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 十分に御審議をお願いしたいと思ひ考へております。

○羽仁五郎君 この法案の背後に何が隠れておるかといふことについては、さういふことで大体申し上げたのですが、その背後に隠れておる最も恐ろしいものは、昨日も申し上げましたが政治上の責任をとりえない力が政治上の支配を行うといふことです。その片鱗の一つが例へばこの法律によりまして、破壊活動があつたものとして解散をせられて、それに対する裁判に、後日無罪といふふうになつた場合に、その前にとられた行政処分といふものは有効であるといふやうに閣下長からお答えがございまして、恐らくこれは政府の見解だと思ひます。これは一体その場合に、その先はどうなるであらうと思ひますか。その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) その先は二つあるわけでありまして。一つはこの規制処分自身についての訴訟が又裁判所に出来るわけでありまして、それに對する訴訟により、或いは違法の処分として取消しが行われる、或いはその反対の場合もありましよう。さういふことが一つあります。もう一つは、これは国会その他国会を背景として国会を通じての、或いは又直接の国民の輿論と申しましようか、その方面からの政治的批判の問題、この二つであらうと思ひます。

○羽仁五郎君 私はさういふことを伺つてゐるのじやない、法律の専門家でありませんから、法律上の問題を細かくどうとかいふのではないので、實際の問題として、これは法務總裁に

考へて頂きたいのですが、或る一つの政治団体、或いは或る一つの労働組合を作る。これは伊藤委員からも法務總裁に重ねて御発言がございましたが、或る一つの政党を作り、労働組合を作る、一つの団体を作るといふことは容易ならんことです。非常に苦心をして宣伝をし、活動して、それこそ山野を跋渉してその政党を作る、或いは労働組合の一つの組織といふものも容易ならん苦勞です。さうしてでございましたところの団体或いは新聞の場合でも同様です。朝日新聞といひ、読売新聞といひ、毎日新聞といひ、その名前を以て発行されて来るところの新聞、同じ意味においてアカハタでもさうです。アカハタといふ名前を以て発行されて来る新聞、それが一定の読者を得るまでにはなみ／＼ならぬ努力がなされてゐるのです。それが六カ月の活動停止になり、或いは解散をせられるといふことについては、法律上は今佐藤意見長官のおつしやる通りです。併しこれに對する政治上の責任はどうなる。これは伊藤委員からもこの間御発言がございまして、例えば特審局といふ政治上の責任を負ふことのできない、いわゆるパーマネント・ビュロー・クラットの判断によつて、国会議員がその不法なる行為があつたものとして追放される。これは法務總裁よく考へて頂きたい。国会議員といふものは伊藤委員のお言葉を繰返すまでもなく、国民の投票によつて主権在民の原則によつて国会に選出されておる人です。それを政治上何らの責任をとることのない、いわゆる常雇の小役人、その判断によつて追放してしまふ。それはあとで裁判か或いは檢察当局において

さへ有罪とは思へない。それでそのあとは今そのまゝになつておる。私はさういふやうなことが法務總裁が政治的責任において、又御良心において、あつていいことだと思へなつておるのではありませんか、如何でしょう。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今労働組合の問題が起りましたが、労働組合を結成するについてはなみ／＼ならぬ苦心もありましよう。容易ならんことは私はお察しいたします。併しながら労働組合がこの法規によつて規制されるやうなことを考へております。断じてさうなことはないと考へております。この法案の對象となるべきものはさうしほ／＼繰返しましたやうに、要するに日本の政治組織を破壊したり、或いは政治上の自分の意見を推進するため、暴力を以てやる。議會を通じてでなく、暴力を以てやる。さういふ組織団体を規制しようとするのである。即ち労働組合なんかはこの對象にならぬといふことを申し上げたいのです。若し仮に労働組合の名を使つておるものがあるといへば、それは本来の労働組合ではないのです。ただ名を使つておるだけに過ぎない。本来の労働組合はさうなことをなすといふやうなことは、想像だに私にはしてないものであります。従つて法案の對象となるべきものじやないと思ひます。要は日本の民主政治を破壊しようとするやうな、さうな暴力的破壊団体を規制するといふことにあるのであります。仮に今さうな団体が規制にかかつて、さうしてその結果さういふ団体じやなかつたといふ場合にはその当該取扱者については政治上の

責任がないとは言えない。その如何にして政治上の責任をとるかということが、具体的事象に當つて考慮すべき問題であらうと、こう考えております。

○羽仁五郎君 私の申上げておるのはその官吏をどうしようとするというのじゃない。そういう体系ですね、そういうシステム、それはナチスのシステムだつたということを申上げておる。閣下長の御説明の中にこの公安審査委員会でありまして、この委員会が決定したことは、あとで裁判して無罪になるな、ということはない得ないという御説明がありました。又これは必ずしも閣下の言ひ間違ひばかりではないでしよう。法務総裁も大体そういうふうにお考えになつておられるかと思つて、それだから今のようになつて起り得ないということだろふと思つて、昨日、昨日伊藤委員からの御質疑に對して、佐藤意見長官からもしば、お答えになつておられるのですが、行政権が責任を負ふべきことは行政権が責任をとるべきで、それを司法権に委ねべきことじやないということをお答えをしていらつしやるようですが、それを今一言言ひませんが、これを引くつるめ法務総裁に考へて頂きたいのですが、成るほど行政権の責任を負ふべきものはありません。そんなものはないというのではない。併しながらナチスは一体どういふことをやつて来たかということも、我々が十分考へてみなければならぬ。その一つは二つの方法で大体ナチスの体制というものはできた。その一つは、この行政の責任というものを、これは或る意味においてヒトラー自身といへども、又ナチスの黨員とい

えども、愛國の至誠から職務に熱心から、佐藤意見長官と同じように、法律上できることはことごとく尽してやつて、治安を維持したいという誠心誠意から来たのかも知れない。そしてこの行政権が次第に司法権の中にまで入つて行く。その入つて行く場合には司法処分ではない、行政処分だ、或いは犯罪を直ちに検挙するといふのではない、予防するのである。或いはそれを取締るのじやない、任意調査をやるのであるといふような形から行政権が次第に司法権の中に入つて来る。それでもドイツにおいては、さすがに我々が現在努力している以上に、当時のドイツの裁判所や、ドイツの国会議員や、或いは学者はこのナチスのこうした努力に抵抗したことは佐藤さんによく御承知の通りです。そしてできるだけ司法処分に持つて行くといふ、丁度一日、昨日伊藤さんが言われたような議論を以てこれに抵抗して行つた。それでナチスの場合には、止むなく残つて司法処分行つた者に対しては今度はどういふことをしたか。よく御承知でしょう、裁判官の中にナチスの黨員を入れて行つたのです。そして裁判官の中にナチスの黨員が多数を占めるような法制を講じて、これによつて政治上の反対者といふものを断罪して行つた。行政権が次第に司法権の中に入つて行つたことが一つ、いま一つは行政権が立法権を強制して、……私の言葉は専門的にはおかしいかも知れないが、言つてゐることはどうか了解して頂きたいと思ふのです、強制して立法によつて罪を作つて行く。で、刑法といふものは別に罪を作つてそしてそれを罰するものではない。社会がこれを

犯罪とみなし、従つてそれによつて罰せられた場合には納得する。それに対する刑罰を私は規定してゐるものだらうと思ふ。ところがこのナチスのやつたやり方はそうではなくて、新らしい罪を立法によつて作らせる、そういう方法によつてやつて来た。で、この破壊活動防止法案といふものの中に、私は同じことが、その第一歩が、或いは法務総裁なり意見長官なりは決してその第一歩じやないといふふうにおつしやるかも知れませんが、それならばそれに幾分でも似ているようなことが行われていないでしようか。即ち一つは行政権が司法権の中に入つて行く。これを意見長官はなか／＼お上手に、反對だ、司法権に對して行政のなすべきことをなさずはこれ即ち三権分立の崩壊であるとか、或いは三人か四人の裁判官に治安の責任を負わせることはこれは適當でないとか、これも三権分立の破壊であるとかいふことをおつしやつてゐるが、これは私は法律上そういうことは言えるのかも知れない。併し僕はあなたと法律論をしようと思ひませんが、私は良心ある国会議員として、この法律案に現れてゐるようなそういう傾向に非常な不安を抱く。又輿論もそれあればこそ不安を抱く。法務総裁は、労働組合はこの法律では絶対にひつからぬ。そんな真実はないとおつしやつてゐる。これはどうか労働組合の気持も考へて頂きたい。労働組合のことは労働組合がとうよく知つております。この法律についてはあなたがとうよく……政府がよく御承知かも知れない。併しながら労働組合なり、或いは政治団体なり、或いは新聞なりが、法務総裁はまさか単なる

誤解によつて反対をしてゐるというふうには御判断なさるべきじやないでしよう。今日の日本の新聞、今日の日本の労働組合、今日の日本のさま／＼の政治団体、或いは日本學術會議、或いは日本弁護士會、こういうふうなかた／＼が、全くこの法律がよくわからぬ、誤解して、それで無益な心配をしてゐるのだといふように法務総裁はお考えでしようか。まさかそういうことはおつしやるまいと思ふ。労働組合のことば労働組合がとうよく知つてゐます。又新聞のことは新聞がとうよく知つてゐる。そういうことを申上げたくありませんが、労働組合で多年苦勞して来た人、新聞で多年苦勞して来た人は、法務総裁は堂々とそれに対して反省なさるべきじやないでしようか。この二つの点については法務総裁並びに佐藤意見長官はどうお考えになつておられるか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は十分この法案の内容、又狙つておるところは何かといふことを理解されれば、さういふ危懼の念は掃蕩されるものと思ひえております。まだ十分の我々の努力が足りない、こう考へておるのであります。この法案の狙ひは、もう繰返して申上げました通り、全く日本の民主政治を破壊しようとするような暴力主義的団体を規制し、それに附随しての刑罰補綴であります。これはおよそ正常な組合活動や新聞活動を規制して行こうという意図はないのであります。それらの点については十分私は理解でき得られるものと思ひえておるのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 私の先般來伊藤委員にお答え申しました筋は、行政権と司法権との関連に關する考え方はナチの場合と違ひまして、私はナチの場合は、あれはあるべき憲法の姿を歪曲した姿でありますから、交則のことだらうと思ひます。私の申ししますのは、今日の日本の憲法のある、本来の日本憲法の姿を前提にしてこれに基いて申上げておるわけでありまして、その意味でこの行政権と司法権の限界はつきりしておる。司法権といふものの獨立は、これは私自身飽くまでも尊重し且つそれを護持して行かなければならぬと思ひます。その場合にこの政治上の責任を批判され追及されるような種類の仕事を司法権に負わせるということは、結局今お触れになりましたやうに、政治上の問題でありますから、だんだん世の中が變つて、或いは内閣が變つて参りますといふと、自分の思ふやうな政治的処分をやつてもらうために、人の入替もやりたいといふ欲望を生じて来るだらうと思ひます。又國會としてもそういう点について批判をしなければならぬといふわけで、裁判所に対する國會の一種の批判権といふものを主張されることになると思ひます。そうなつて来ると結局落ちついて来るところは司法権の獨立が失われることになりはしないか。それを抑えて、今の憲法ではそのけじめを私ははつきりときめておるのだらうと思ひます。

○羽仁五郎君 法律で罪をこしらへる、立法によつて罪を規定してやらうといふことはどうでしよう。

○政府委員(佐藤達夫君) 今のお話はよくわかりませんが、過去に行われた行為について新たに罪を規定し

てそれを遡及して処罰するということが、仮に御趣旨があるならば、これは今の日本憲法においては明らかに明文を以て禁止しておるところであります。

○伊藤修君　そういう意味じゃないのです。そうじゃなくて法律によつて新しい罪を創造して行く、そういうことはやるべきではない……。

○政府委員(佐藤達夫君)　これは法律を以てそのときそのときの事態に即応して、どうしてもこれは罪として処断しなければならぬ、これは国会が立法機関として御認定になる場合はその法律によつて処罰の処置を設けたり、又その必要がなくなつたと御判定になればその廃止の措置をおとりになる、これは当然の措置だろと思ひます。

○羽仁五郎君　私の質疑に対する法務総裁並びに意見長官の御答弁については各委員並びに輿論の判断に委せまう。であつて時間は……。

○委員(小野義夫君)　もう大体時間のようです。まだ十分ぐらゐあります。

○羽仁五郎君　それでは以上私は要するに、決して破壊活動をなそうとする団体を擁護しようと思つて政府の反省を求めているのではないのです。ただ一つ憲法を守つて行かなければならぬと思つて行かなければならぬからである。基本的な人権を守つて行かなければならぬからである。どうか法務総裁はこの破壊活動をなすかも知れないところの団体というものを御心配、又煉瓦が三つや四つ飛んで来ても、ピストルが二、三発鳴つても驚かないという気持ちだということをおつしやつて下さつたので私は安心しましたが、そのお気持ちにおいて、眼前に起つて来る二、三の

問題というところだけ局限せられて基本的な人権の制限、いわんや政治活動の自由、新聞の自由、労働組合の自由というものを対して重大な脅威を、おびやかすを与えるものではないかというようにこれらの団体が深く憂慮してある法律案について更に御反省を願ひたいと思つております。

なお以上の点に続きまして、私は先日本会議において續いて二つの問題を質疑をしておきましたが、それについて法務総裁から御答をまだ頂いておりませんので、それについて更に重ねてここで申上げておきたいと思つて、一つは、いわゆる団体を取締ることが出来るかどうかという問題です。これは伊藤委員からもこの点について本会議で御質疑がございましたが、今時局がございましてから詳しく申上げられませんが、そして又御答へは恐らくこれは団体を刑罰をしようとするものではないのだ、いわゆる行政権内で許されることを取締りをしようとしているのだというように御答へになるでしようけれども、私そういう点を法務総裁に考へて頂きたいと思つて、これは法律案と、もつと根本的にこういふ法律案というものの、団体を取締るといふ考え方の第一歩が出て来るのじやないか。即ち全体主義の第一歩が出て来るのじやないか。専門家に逆に説法をしまして、佐藤君もよく御承知のように、犯罪というものは個人的なものであるというところは、近代憲法の原則であります。パーソナル・インデペンデュアルなもの、さればこそこの間本会議でも申上げましたが、先ほどのニールンベルグの国際法廷においても、日本国とかドイツ国とかという団体を規制し

ようという考え方はとられない、そこにおける個人の責任がとられた。ところが政府は又いふ、株式会社とかさういふほうでこの団体の解散ができるとか何とかいふことを以て御説明になるようですが、これは法務総裁も佐藤意見長官も、国会でそういう御答をとおつたに、これは速記にも残ることです。それから、世論が判断をし後世が判断することですから、それは似たような問題ではないかというのをどうかお考え下さつてその点を考へて頂きたい。

續いて時間がないから申上げますが、私はこれは哲學的に申上げるようなことにはなるのですが、個人の思想といふものは取締れない。これは法務総裁よく御承認下さる、或る意味において団体といふものは社会の思想のごときものだと思つては、個人の頭の中に入つて行くことができないように、社会において団体の中に入つて行くことはできない、事実。これは詳しく論議を申上げませんが、その点についていふやうなことは、お前の言うことは筋が通つていない、ということはおお考え下さらないで、成るほどそんなこともあるかも知れない、といふふうな考へて頂きたい。

それからもう一つは、従つてこの団体の後継団体とか或いは後継紙といふものを取締るといふ考へ方は、私の一個人間としての考へから考へまして、実に残酷な考へです。これは個人の場合に比較しますれば、親を死刑にして、そして同じ目的でその親から生れて来る子を死刑にする、ということでは、アカハタの後継紙だからといつて、特審局はぞく／＼発行される新聞

を次から次へといつてやめるつもりか。これはよく／＼考へてみれば私は親を死刑にし、罪なき子をも死刑にするものだ。後継紙がどういふことをするかというところは暫く見ておつたらいじやないか、その子がどういふことをするか。これは法務総裁もよく御承知だが、レーニンはその兄が無政府主義者として死刑にせられ、そしてその弟として成長し、そして遂にあのロシア革命といふものを成功した。私はこの法的になし得ることならやつてもいいのだという考へ方ですね、そうして今法律案に現われているような考へ方は、丁度ロシア革命前におけるロシアがやつていたことで、これは皆さんもよく御承知かも知れないが似ているのではない。特審局、公安調査庁といふ模範はアメリカに求めるよりも帝政時代のロシアにお求めになつたほうがよろしい、そういうものをお作りになつたいなら……併しそういうものを

お作りになつた結果はどうなるのか。団体の自由な活動、新聞の自由な活動といふことのみによつて救われるものであるのに、それが救われなくなる結果は、実は革命がそこに発生して来るのではない。これは日本新聞協会から頂戴した資料の一つに、これはホルムス及びブランドイイス氏の意見に、秩序はその破壊に対する刑罰のみでは確保されない、革命によつて独立を克ち得た米国民は臆病者ではない、救済手段は言論であり、沈黙の強制ではないといふことを述べておられる。これら

の、今この法律案の通過を熱心に希望せられる政府といふことも反省せらるべき点があるのではないかと私は思ふのです。

それから最後の第三の点は、この法律案が濫用せられる虞れがあるという程度では私はないと思ふ。私の考へが間違つておれば幸いであるが、私がこの法律案を研究しました結果から得た結論は、この法律は必ず濫用される必然性を持つてゐる。(その通り)と呼ぶ者あり)その理由は、法律が濫用されないための保障が幾つかございませう。その保障をこの法律案は全部取つてしまつてゐるからです。夜家の戸閉りをこぎあけて家の中に入つて来た人は、それから泥棒を始める恐れがあるのではない、戸閉りを外して中へ中つて来た人は、泥棒を始める必然性がある。これは法が濫用されないうために民主主義の基本において立てられておるところの幾つかの原則がある、その原則を突いて一つ／＼外して、そしてこの法律案をお作りになつた、従つてこの法律案は濫用される恐れがあるのではない、必ず濫用される、その保障とはそも／＼何であるかと言へば、第一には三権分立の根本原則である。これは刑罰でないから、行政権だからといつて逆にこれこそ三権分立を守るものだという意見長官の御意見は、法律は悪魔の言葉としかそれは聞こえませんが。本質的にこの法律案は三権分立を素すものである、而も三権分立の根本たる主権在民を素すものです。国民のなすところの政治活動、国民のなすところの言論活動、国民の発行するところの新聞、それに誤りがあつた場合にこれを直すものは同じ政治団体、労働組合……、法務総裁は、労働組合にあらざる仮面を被つた労働組合は罰しないんだ……。そうじゃないんです、そういう労働組合はほかの労働組合が

消滅させるという方法しかないのです。そういうことをさせず、そうしてそういう文書を所持しておるといふこととにまで立至つて国民がそういうさまざまな問題についての十分の情報を得ることを妨げる、国民に十分の知識を与えない、国民が最後に判断をするのだといふことを、意見長官は法律的に最後にはそうなるから心配するなといふお考えのようですが、それは併しなからそれを私は承知しません。この法律案は形式的にそうなたかかも知れませんが、併しながら要するに官吏が国民のなすところについてこれが善である、これが悪である、こちらに来たる者は生活させないという考えです。福沢諭吉が言つたように、どうして我々国民は税金を出して官吏を雇つて、その官吏に我々は如何に生かすべきかを判断してもらわなければならないのか、その点です。第二に、第一のこの保障が取扱われてしまふならば法律は必ず濫用されます。いわんや官民のそのバランスを法務総裁もお認めになつておるうちにまだ健全なるバランスがとられていないんです。第二に濫用されないうための保障といふものは、その法の規定するところが極めて明白でなければならぬ、包括的な認定といふようなものを許してはならない、官吏に認定といふものを委せるといふことがあつちやならないといふことは、これは近代の法の命ずる原則であり、これを外してしまふならばこれは必ず濫用される。第三に眼前に明白な危険が迫つてゐるものでなければならぬ。今日日新聞に載つてゐる火船を投げたりするの危険だといふのが法務総裁の意見だ

が、煉瓦の三つ四つ飛んで来たり、ピストルが二、三発ぶつ放されるのが眼前の危険だとは考へていない。そうでなくして、この政治団体として、或いは労働組合として、或いは言論機関として破壊活動をするといふことが眼前の明白な危険として迫つてゐるのではない、それが無いのに基本的人権を制限しようといふ。これは明白に民主主義の根本原則の破壊である、以上三つだけを挙げてもいいです。におわりのように、そうして而もそれらに附随して一つ一つの条項において、例えば伊藤委員がすでに述べられてきたように、個々の条項においても、至るところ主権在民の原則を覆へし、官吏が国民を支配する、而もこれは秘密の支配をする、そういうことを可能ならしめておる。こうした民主主義的な原則、法が濫用されないための一つの掛金といふものを悉く外してここに立上るうとしておる。この権力は、濫用される虞れがあるのではなからず、必ず濫用される。私は後世がこれを判断すると思ひます。併し今国会議員として、これは各党各派を問はず、法律の良心、政治的責任といふものを感ずる人々は、こうした法律案といふものに賛成を躊躇せられることが当然だと私は考へます。治安の根本的な原因といふものは要するに貧乏と病氣にある。トルーマンもそう言つてゐるし、我々もそう思ひます。政治家として先ず第一になすべきことは、貧乏と病氣とをなくすることです。日本にもう貧乏で働こうと思つても働けない人が一人もいない、病気で病院に入れない人は一人もない、それでも破壊活動をしようにとする人があれば、世人も

それを憎むでしようし、その法律を納得するでしようし、その法律も適正に行われるでしよう。併し法務総裁も、私は決して何もそうした社会政策、社会保障といふものの完璧を希望してゐるのではありませんが、併し輿論の見るところから見て、現在の政府がその点について或いはもう少し努力をされることによつて真実の治安が維持できるのではないかと考へてゐることも、法務総裁はお認めに相成るのじやないかと思ひます。これらの点について法務総裁は十分お考え下さいましうか、如何でしようか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 羽仁委員はいわゆる日本の憲法の擁護という建前から議論するのだという前提に立つておられます。我々も日本の憲法を護るためにこの法案を提出した次第であります。勿論思想には思想を以て対処しなければならぬといふことはお説の通りであります。団体は或る思想を表明してゐるものであるといふ御議論も、誠に然りであります。私もそう思ひます。併し或る思想の實現といふことにになりますと、これは問題であらうと考へます。私はどこまでも民主国家においては、暴力を否定するものであります。先刻も申し上げました通り、言論については言論、思想については思想で相対して行つて、ここに一つの妥協点を見出して行くといふことが民主政治のあり方であらうと存じます。言論に対しては暴力、思想に対しては暴力といふふうなことは、絶対に民主国家においては否定せざるを得ないのであります。この意味において、我々は暴力を排撃しなければいかんと思ひ

ております。一つの政治の主義を主張するに於いても、これは大いに言論或いは出版においてこれを主張すべきである。もつと手取り早く申せば、根本的に議會を通じてこれを推進し遂行すべきであると思つております。いやしくも政治上の主義主張を暴力によつて遂行するといふやうなことは民主政治のあり方において絶対に否定しなければならぬといふことは、確信して疑いませぬ。我々はどこまでも平和論者であります。この地上から暴力を絶対に取り除きたいといふのが念願であります。この意味においてこの法案の狙いがあるといふことは、背後に何らの狙いはないといふことを申し上げたいのであります。ただこの法案についていふ運用にやや御疑念の点がございまして、いわゆる三権分立論を承知いたしますが、佐藤長官の意見は私はもとより同感であります。これは日本の治安の維持は行政政府がこれに律して行くべきであるし、その責任を負わされておるべきであります。第一次的に行政政府がさうな処置をすべきである。これが争ひになつた場合に初めて三権分立の建前において裁判所が処理する。或る団体を解散させるかしないかといふことをいきなり裁判所でやるというところは、これこそ三権分立の精神に違反すると思ひます。我々は三権分立を擁護する意味において、先ず第一次的に日本の治安維持の責任に當るべき政府が先ず措置をする、その行政措置に対して不服がある場合に初めて裁判所がこれに対して適宜の処置をとる、これが三権分立の建前であるといふことを確信してゐるのであります。この意味において、佐藤長官の意見は全く同感

であります。佐藤長官は決して法律の悪魔でなく、私は善魔であると考へております。(笑聲)

○委員長(小野義夫君) 時間がありませんから、簡単にお願いいたします。

○羽仁五郎君 今のお答えでは、私のお伺ひした私の心配する点についてのお答えではないので、非常に残念に思ふのであります。政府の治安維持の責任といふものは、これは佐藤さんによく聞いて頂きたいのであります。政府が警察力を用いて治安を維持するといふことでは私はないと思ひます。治安維持の責任は、国民をして楽しく幸福に平和に暮らせる責任だと思ひます。そのうち一部分にその警察的な治安の維持といふことがあるのだらうと思ひます。併し曾つての治安維持法といふものは、治安の維持とは即ち人を引張ることだといふことをひつくくことだといふ考へ方ですね。今の法務総裁のお言葉の中にもあつた、暴力といふものを憎むといふお考え方は、私も同感なんです。併しその起る波立ちといふものを全くなしに、これは福沢諭吉も言つておられますが、政府のやううとしてゐることは、あたかも国民を箱の中に入れて空氣の流通を断つて、それで傍らから窺つて、まだ生きてゐるだらうかどうだらうかと言つて見ているやうなものじやないか。そういう意味において治安の維持といふことを了解されるならば、この法律案は実に立派な法律案でしょう。この法律案が通つた後には、日本はこれが完全に効果を生ずるならば静かなるこの死のごとくになるでしよう。それを以て治安維持と言われ

がよいという政府の考え方が、立法体制として統一的名があるとするならば、海上保安庁のほうは政府みずから修正しますが、こちらが修正しますか、どちらでしますか。

○政府委員(佐藤達夫君) とにかく間違ひではございません。でありますかか修正しますか。

○伊藤修君 私は間違ひとは言つていない。およそ国家の法律というものは字句の統一上よろしくないという批評は免れないと存じます。併しながら私の申しかけましたのは、これは間違ひではないと伊藤委員もおしやつて下さるのでございますから、致命的な欠陥にはなり得ないと思うのであります。

○伊藤修君 致命的な欠陥というのではなくして、法律の根拠というものは少くともかような重大なる庁の長官の権限基礎というものがどこから出て来るのかという根本的な争ひも仮にあつた場合に、行政組織法上に基いて出るのか、或いは本法によつて出るのかといふことの観念がはつきりしないといふことだと思います。行政組織法の六条の後段の表現を見すれば、この表現だけで果して置くということが言えるかどうかということも問題ですよ。そういう疑義もあると思うのです。でありますから、行政組織法によつて、

よるといふならその解釈によつて一本に統一すべきであるし、そうでないなら各特別法において特別な設置法において置くといふことを表現するなら、それによるべきである。いづれかにしないと、どこに法律上の根拠を置いて、権限を持つか、持つところの長官が存在するののかという基本的な争いが出る場合があり得ると思う。よりどころを明確にする必要があると思うのです。

○政府委員(佐藤達夫君) 間違ひでないといふと申し上げましたのは、実は今おつしやいます点に該当するわけでございまして、要するに国家行政組織法に「庁長の長は、長官とする」ということがございいますから、第十四条の書き方としてしましても勿論間違ひが生ずることはございませぬし、今御指摘のような書き方の例によりまして、念のため長官を置くということが規定してあるのをごさいますから、疑問の生ずる余地はないと存じます。

○伊藤修君 今の問題は将来もあることとでありますから、各法律に今のな
お……。最近特にいろ／＼な法律が出てお
ております、まち／＼に出ておる。殊
に議員立法と政府立法の間において非
常な矛盾がある。こういう点は将来国
会においても気を付けますけれども、
政府においても政府みずから出される
法律において矛盾齟齬のないように改
めて頂きたい。これはかね／＼御指摘
申上げておつたのです。この法律によ
りますと、法務総裁が指揮監督する権
限がこの法律自体は出て来ないのです
か、一般法から出て来るという考え方
ですか、その根拠を伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これは行政

組織法の一般の原理から参るわけであります。又法務府設置法にもあると思ひます。外局として置くことが恐らく出ることにありますから、そのほうからも当然のことでございます。

○伊藤修君　法務府設置法には直接に本法に適用するようなごときことが命令系統の権限が明確になつていないのですよ。だから一般的法務總裁の職務権限の内容として出て来るといふ考え方が、その点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) それは当然本省と申しますか、本府と申しますか、それと外局との関連において権限が、その原則が適用されるわけでございます。

○伊藤修君 本部において調査部第一部、第二部とこういうふうに分けられておりますが、いわゆる第一部、第二部の職務権限内容というものが明確でない、その点はどうですか。

○政府委員(關之君) 調査第一部、調査第二部の分担事務内容は、第八条と第九条に規定してあるのであります。第八条によりまして調査第一部のほうは「破壊活動防止法第三条第一項第一号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つ

た団体に関する事務をつかさどる。」「こ
う扱うことになります。第二部のほう
は、『破壊活動防止法第三条第一項第二
号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つ
た団体に関する調査に関する事務をつ
かさどる。』かようなことに相成つてお
るのであります。

○伊藤修君 法案の上ではそういうふうに分けられると思いますが、併し実際問題としていわゆる破壊活動があつたとき一連の事項として取扱われること

とは当然なことだと思ふのですが、それを第一部、第二部に区別されては事務の波滯ということもあり得る。むしろこれは第一部、第二部というものを設けずして、調査部ということだけで事足りると思ふのです。却つてそのほうが便利じゃないですか。徒らに機構を殖やして龐大な機構を持つて置かうという考えから出て来るのではないですか。

○政府委員(關之君) そのお尋ねの点につきましては、各調査部は長官、次長の下におきましてそれ／＼の部長が責任を以て所定の事務を指揮監督統率するのであります。そこで部長一人の統率権限の範圍その可能性というような点を考慮いたしまして全体の調査の

事務をこの破壊活動の二つの号によつてこれを分けて担任させるのが最も能率的であり、責任の所在を明らかにする意味におきましてこれは合理的であると考えまして、かような組織にいた

したわけであります。お尋ねのごとく、もとより破壊活動が相互に関連することがあるのでありますが、これは、各部長間の相互の調整によつて円滑なる運営を期したいと考えておる次第であります。

○伊藤修君 本法中に公安調査局と地方公安調査局とこういうふうに区別されておるのですが、この職務権限の内容はどうなんですか。

○政府委員(關之君) 公安調査局は二つの事務を持つてゐるわけでありまして、一つといしましては、その公安調査局が置かれましたその都道府県内における調査の事務を直接みずから担任するのであります。そして又同時にその管内における地方公安調査局の調

査の事務を指揮監督いたすのであります。各地方公安調査局におきましては、その置かれた府県なり、県内の調査の事務を遂行する、かようなことに相成るのであります。

○伊藤健君　それすると公安調査局と、地方公安調査局というものは同じ職務内容であるのですか。例えば地方検察庁と高検というような形になつてゐるのですか。

○政府委員(關之君) 現にあります官庁組織の立法例から比べますと、高等檢察庁と地方檢察庁の關係とはやや違つておりまして、これに似寄つた官庁システムは法務府におきますれば法務局と地方法務局の關係がこれに類似していると思つております。

○伊藤健君 さように屋上屋を重ねるやうに幾多の同様な内容を持つところゝの調査局というものを設ける必要がどこにあるのですか。

○政府委員(關之君) その点につきましては

しては、一人の監督官における公正職
重なるところの監督をなすその権能の
範圍その他を考慮いたしました、かよ
うなシステムにいたしますのが公正職
重に所掌事務を遂行し得るものである
と考えましてかかるシステムをとつた

次第であります。

○伊藤修君 幾つかたくさん屋上屋を重ねて、三段階にも四段階にもなるほど、それは慎重にできるようにが、

ことは破滅に運ばなくちやならない。同じような内容のものを同一地方に、例えば名古屋なら名古屋に地方公安調査局を置き、そうして名古屋に公安調査局を置くというような幾つもの段階を経て行わなくちやならんほどの事項ではないと思うのです。これは破滅活

うだけのことなんですから……。そう。いうシステムを必要とするのですか。公安調査局というのはそこにおいてすべてのことを断定できるのですか。そこはただ調査するだけじゃないのですか。

○政府委員(關之君) 今のお尋ねの中に名古屋に公安調査局があつて、又名古屋に地方公安調査局があるというふうなふうにお伺ひいたしました。その点は名古屋にはただ公安調査局だけがありまして、その名古屋、愛知県内における直接の調査事務と、そうしてこゝで申しますと、中部の公安調査局の中、範圍内における地方公安調査局の調査

事務を指揮統率する、かようなシステムに相成つておるわけであります。この公安調査局及び地方公安調査局の調査の事務は、勿論団体規制の終局的な請求事務はそこでは扱わないのであり

まするが、請求事務の補佐、その第一段階におけるところの証拠、資料の収集というようなことでありまして、やはりかようなシステムにいたしますのが責任の所在を明らかにし、公正的確に

○伊藤修君 そうするというと、名古屋の裁判官は、このシステムをとりつた次第でありま

屋と、その前後を以ていたしたので、
が、いわゆる仮に名古屋に置くとい
ところの公安調査局というものは、ど
この管内になりますか知りませんが、
いわゆる中部方面全体の幾つかの県を
管轄することになるのですが、その下
に地方公安調査局というものを置く

と、こういうあり方なんです、そう
ですね。

○政府委員(關之君) お尋ねの通りで
あります。

○伊藤修君 そうすると、その公安調
査局というものが地方公安調査局から
調査して来たものを再調べして、そう
して中央にこれを送り込むという組織
になるのか。或いは二重に同様な調査
のみを行うということになるのか。私
は先ほど例を以てわかりやすいように
地方検察庁と高検というふうに申上げ
たのですが、そういう形になっている
のか。それとも同じ仕事を両方とも取
扱うのですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につ
きましては、例えば今例を申しました
から、この名古屋の例でありました
が、名古屋には中部公安調査局という
ものを置くのであります。それから中
部公安調査局の所掌事務は、愛知県内
におきましてはこれは直接調査の事務
を行うのであります。その管内には三
重、静岡、岐阜、福井、富山、石川が
置かれるのであります。この各県には
それ、例えば三重地方公安調査局
という名称を持つた地方公安調査局が
置かれるのであります。そこでこの地
方公安調査局に關しましては、その事
務の指揮監督をするわけであり、そこ
で管内に關する直接の調査事務は
中部の公安調査局は行わないのであ
りまして、三重におきましては直接の調
査事務は三重の地方公安調査局が行
う。そうしてそれが中部の名古屋にあ
ります公安調査局に報告を送る。そう
して中部の公安調査局におきましては
それを指揮監督し、それが管内に關連
の事項もありましようから、それ、

の管内の地方公安調査局を指揮して、
全体の調査の完遂、調整を図りまし
て、そうしてそれを更に東京の公安調
査庁に送り込む。そのような構成に相
成つておるのであります。

○伊藤修君 そうすると中部なら中部
の公安調査局というものは、その管内
の指揮監督をする、こういう行き方
なんですか。直接ここではやらないの
ですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの通りで
あります。

○伊藤修君 そうすると、この公安調
査局には調査員というものは置かない
のですか。

○政府委員(關之君) 公安調査局は愛
知県だけにつきましては、愛知県地方
公安調査局は置かないので、中部の公
安調査局に愛知県内における第一線の
調査事務を扱わせる。そこで公安調査
局は愛知県内だけにつきましては各府
県における地方公安調査局と同じ任務
を扱うのであります。併しその管内の
地方公安調査局に対しては指揮監督の
事務を扱うというシステムになるので
あります。これは丁度法務局と、地方
法務局との關係が丁度そのようにな
るに相成つておるのであります。

○伊藤修君 そうすると、中部若しく
は大阪というところに行けるところ
の、ブロックごとに行けるところ
というものは、その所在の管内だけは
両方兼ねるわけなんですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの通りで
あります。

○伊藤修君 その場合においては公安
調査局長、そうして地方公安局長と両
方二人とも置くのですか、兼任です
か。

○政府委員(關之君) 二つは置かない
のであります。ただ一つの中部公安調
査局というものを置くのであります。
その点が検察庁のシステムとは変
つておるのであります。

○伊藤修君 このブロックごとに置く
ところの公安調査局長の資格程度です
ね。この地方公安調査局長の長たる人の
資格はどのくらいの程度の者を置く
つもりですか。

○政府委員(關之君) この中間の公安
調査局長の階級は、一般公務員の階級
で申しますと十二級程度と考えるので
あります。地方公安調査局長の階級は
十一級前後と考へてゐるのでありま
す。

○伊藤修君 検察庁で言うところの程度
になるのですか。

○政府委員(關之君) 検察庁から申し
ますと俸給その他が十分開きがございます
から、例えて申しますならば、学
校を卒業して何年というような点から
考へてみますと、大学卒業後、今の検
察庁で申しますと、十五、六年程度経
つた者がさうな職に就いてもらうこ
とになると思ふのであります。

○伊藤修君 さうな者に就いてもら
うというのは、どつちのほうに就いて
もらうのですか。公安調査局長のほうに
就いてもらうのですか、地方公安調査
局長のほうに就いてもらうのですか。

○政府委員(關之君) 中央の公安調査
局長と地方の公安調査局長との階級の
差は一級前後でありますから、そこ
は一年か二年の差に相成ると思ふので
あります。従いまして、十五、六年前
後のかたがこの両方の局長の地位に就
いて頂くことに相成ると思ふのであり
ます。

○伊藤修君 そうすると、地方検察庁
で言うところの四席か五席程度ですね。

○政府委員(關之君) その点は各地方
検察庁におきまして、一概に申上げら
れませんが、大体号俸から申します
と、検事の三号俸とか四号俸を取つて
おるかた、に相当するのではないかと
思ふのであります。

○伊藤修君 三、四号を以て当てるの
ですか。

○政府委員(關之君) 当てると思しま
す。その程度のかた、と同じ大学
卒業以来の経歴を考へておるかたに相成
るかと思ふのであります。

○伊藤修君 三、四号というのと相当高
い程度になつて来ますが、果してこれ
でさういふ人を賄ひ得ますか。

○政府委員(吉河光君) お答え申上
げます。判事や検事は特別な任用資格
がありまして、その職務の性質上非常
に号俸が一般の官吏に比へまして御承
知のように高くなつておるのでありま
す。ここには一般の行政官として任用
し、これを訓練して行きたい、従いま
して月給の点から行くとかなり判事、
検事に比へましては開きが出るのでは
なからうか。併しこの点につきましては
は、法務總裁もその待遇を改善して
き得る限り立派な優秀な人材を迎え
たいという御方針の下に御努力されて
おるところでございます。只今閣下長
からお答えいたしましたところは、一
般の行政官を基準といたしまして、大
体大学を卒業してから何年程度の者と
いうようなところでお答えした次第で
ございます。

○伊藤修君 俸給が違ふとか、俸給の
高い、安いを聞いておるのではなくし
て、どのくらいの程度の人をしてかよ

うな重要な職に当らしめるかという政
府の構想を聞いておるわけですね。従
つてさうな高い地位の人をさういふと
ころに迎えると、例えば地方公安調査
局長の全員を満すためには、少くとも
ブロック八つを抜いて以外でも三十数
名、とにかく四十数名の人を要する
のですか、さういふ人をどこから賄う
というつもりか。警察官から転用する
というつもりか、或いは一般官吏か
らこれを抜擢するつもりなのですか、
どういふつもりですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの公安調
査局長及び地方公安調査局長の人的資
源の給源と申しましうか、さういふ
点につきましては、私どもも折々も
少し安心といふか、安心しておる
わけではございませんが、各方面にい
ろいろお願いをいたしまして、人材を
ここに集めることに全幅的な努力を捧
げたいと、かように考へておる次第で
あります。

○伊藤修君 抽象論はそれはわかりま
す。誰でもそのくらいのことは考へ
ます。誰を持ってくるか、どうい
うところにあなたの言う人的資源を求め
るか、客易にさういふような仕事に
適する人を適格者を求めるというこ
とはできないのです。ここにあるとこ
ろの練習所ですか、教習所ですか、そ
こで以て養つて教育してから出すなん
というところは手遅いのです。又、さ
ういふ人材では賄ひ切れなかつた
不適当だと思ふのです。据えて以て直
ちに仕事のできるような人でなければ
法務總裁の企図するやうな仕事はでき
ないと思ふのです。さういふ人を賄う
には、勢い檢察官若しくは警察署長の
古手をここに任用せざるを得ないと思

うのです。私は檢察官についてここでとやかく申しませんが、警察官の古手を持つて来てここに充てるといふやり方は非常に好ましくないと思うのです。今日特務局のあり方はどうですか。今日調査官と言つておるか何と言つておるか知らないけれども、地方駐在の特務局の係員というものは、従来の特高の皆忌避された人がこれに任用されているんじゃないですか。これが一つのボス化しているのです。彼等の忌諱に触れば直ちに解散を命ぜられてゐるのです。殊に好ましくない、警察で以て懲戒その他の事由で以て解雇された人間が特務局の輩下となつて、そうして思想を取締つておるといふのが現状じゃないですか。結局は、手が足らなくなるといふと、そういうことに陥るのです。それで聞きしてゐるのです。本法の運用は非常に大切な事だから、若し本法が公布されるという事になりますれば、この人の配置によつてこそ法務総裁が理想とせられるところのよい運用ができるのです。人を得なかつたならば、羽仁さんが言われる悪法の上に又悪法とならざるを得ないのです。氣遣いに刃物を持たすようなものです。だから、その点を私は憂えてお聞きしてゐるのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 誠に御尤もな御意見と承ります。申すまでもなく、この機構の運営に當るのには人でありまして、人によつて如何ようにでも運営がされる。御心配の点は、我々も十分承知しております。私も心配しております。そこでどういふところから人を選ぶか、これも大問題であります。昔のいわゆる特高に従事した人たちをこの重要なポストに据えるという

ようなことについての御心配、御尤も至極くだと存じます。私の今の構想といたしましては、十分にこの人たちに働いてもらうためには相當な給与も出さなくちゃならん、少くとも人的に十分とは行きませんが、信頼を勝ち得るんではなければならん、こう考えます。なか／＼むずかしい問題であります。あたりの人たちにお願いしたい、こう考へております。又換算の中にも相當働かして、優秀な人を犠牲的にこの地位に坐つてもらいたいというよきな考へを持つております。その方面においての努力は十分に私はして行きたいと考へております。

○伊藤修君 法務総裁の御希望なり御抱負なりは結構だと思ひます。それから法務総裁も御承知の通り、在野法曹から求めることは先ず不可能であります。何となれば、待遇が今日の檢察官、裁判官以上の待遇となることは到底考へられないのです。一般行政官としての待遇以上には出ないと思ひます。特別な機密費をこれに給与いたしましたところが、到底在野法曹が今日生活を営んでおる程度のもので賄ひ得るほどの待遇は与えられないことは、これは明らかです。してみますれば、在野法曹から求めるという事は、先ず一人もあり得ないと思ひます。若しそれでも在野法曹から来るという人ならば、それは何とかその人をむしろ忌避しなければならんというよきな人が来ることしかあり得ないと思ひます。これは法務総裁においても十分御承知のことと思ひます。又これを檢察官から求めるといたしますすれば、檢察官を兼職の立場に置くと、檢

察官という職責を持つたまここにも異動して来るならば、これは別です。現在法務庁でやりになつておるやうに、各事務官の人に検事兼何々という資格においていたしますれば賄ひ得ると思ひます。若しそうでなかつたならば、一般俸給の十一級、十二級の程度の者では到底檢察官は充分大きな減俸になりますから、それはきまりません。私はそういうところに大きな障害があると思ひます。法務総裁としてそういう実情を御存じであるかないか存じませんが、私はそれでは到底賄へんと思ひますが、そのほかにどういふ考へをお持ちでしょうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 結局私は待遇の問題と、もう一つはその人の国家的福祉の考へ方だ、こう考へております。只今在野法曹の来る人がないだらうという御議論でありましたが、私は必ずしもそれは考へておりません。相當優秀な若い人、勿論多年弁護士職務に従事して相當に地盤を作つた人はこれは得がたいでありまして、併しなから若い人たちは、相當の考へ方を持つた人は、必ずしもなきにあらず。いよ／＼この法案が実施の暁において、我々もできる限りにおいてそういう方面に勧誘して、犠牲的になつて頂きたいと考へるのであります。

○伊藤修君 それは理想は結構ですけども、私は不可能だと思ひます。若しそういう若い人で、権力を行使してみたいと、権力欲に燃えた人が、たままこいうところに来るとすれば、それは恐るべき人であると思ひます。少くとも国民の基本人權を擁護しようという職責に立つて働こうとして、我々營々として學問を研究した人

が、こういう権力の地位に、直ちに在野法曹から飛込むといふことは考へられないと思ひます。若しあるとしてそれは寧ろたるものでしょう。若しあるとすればその人の考へ方というもの、非常に権力欲に燃えた人だといふ言わざるを得ないと思ひます。これは過去におけるところの在野法曹からなつた各長官の実例においてもよく示しているところなんです。在野法曹がたまに権力の地位に立ちますと、いわゆる手飼いからなつた長官以上に、権力を振つてゐるということが事実を示しております。そういう弊害も伴うと思ひます。私の憂えるのはそういうところでもつて賄ひきれないのです。よ、これだけの重要な地位の人を多数賄へない場合には、結局私は特高警察の古手か、或いは警察署長の古手をこへ持つてきて任用するにきまつてゐるのです。現在そうだから……。現在特務局はそれをやつてゐるのです。私は名前を指摘しませんけれども、警察において懲戒される人が、懲戒されるのは気の毒だといふので、懲戒にせず依願免職にしてやつたその人を拾つてです、その人を拾つて現に特務局で使つてゐる、その人は自分の家内にパンパンをやらしてゐる。町の暴力団を自分の目の下に抱えて、暴力の町の帝王としてゐるのです。彼の目に触れますれば何らの事実もなくすぐ解散を命ぜられてゐる、これは事実です。問題を指摘しろと言ふならば私は事実を挙げて指摘します。名前も指摘します。そういう方が現在ですから、私は非常に心配するのです。折角法務総裁が高い理想の下に、これを国民の権利を保護するために、こうした法案を通

そうというのだが、結局はこの運用の上において、崩壊してしまふ、私は心配をするからその点を重ねてお伺ひしてゐるのです。だから人材を求めるには、甚だ法務総裁は簡単に考へなつてゐるが、そう人は人は得られるものじゃないのです、いい人は……。してみますと、勢いそういうところに陥つて来るのじゃないかと思ひます。その他にどこか抱負がありますか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御尤なる御議論であります。これはいづれの社会に行きましても、そういう欠点のある人間はゐるのです。(冗談じゃないよ)と呼ぶ者あり)併しこういう特別に重要な機関において働く者については、できるだけ考へを払わなければならぬといふことは全く御同感です。そこで私らの構想といたしましては、これは一挙にそういうよきな立派な人材は、これは求めようといつたつて求められない。これはいづれの社会へ行つても同じことだらうと私は考へております。これは逐次改善して行かなければならない。併しこの機構を動かすについては、そう長くかかつてはいけないのでありますから、できるだけ早急に立派な人材を集めて、十分なる機能を發揮させたい、これが研修所というものを設けるゆゑんです。この研修所においてできる限りの人間的にも修養をもさせて、そうしてこの法案の趣旨を十分理解せさせて、いやしくも基本的人權を害するやうなことがないやうにと、これは私は努めております。人材を求める点につきましては、十分な努力を払つて、御期待に背かないやうにいたしたいと、こう考へます。

い御趣旨ならんと存じますが、これはこの任命の際においてこの判定がなされるのでありまして、今後委員長及び委員としてその人の経歴が、ずつと昔には仮に疵がありましても、すつかり人柄が變つてしまつておるといふ人でありますれば、もとより委員への適格性は持つておるといふことにならざるを得ないと考えております。

○伊藤修君 私は前段においてお尋ねしたことは、結局資格条件としないという趣旨は、そういう人格高潔な人という中に含まれると思う。従つて資格条件には当然この欠格条件が含まれてゐるのだという御説明だから、資格条件として国会が審議する場合においては当然七条のこの欠格条件の内容を審議することになると思うのです。その場合に非行というところが問題になつた場合に、その非行の中に過去におつたところのそうしたその人の個人的社会的いろ／＼な非行は勿論、そうでなくして、本法において企図するところの破壊活動を防止するというのには、思想的な問題が主たるものである。そういうことがやはり非行として数えられるかどうか。そういう過去の経験があればなお更結構だ、共産党に好意を持つてゐる人なら結構だといつて承認ができるかどうか。そういう条項がたま／＼あつて、その他は全部好ましい人であるという場合において、それだけで以て拒否ができるかどうかというのを聞いてゐるわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) 抽象的なことになりまして……

○伊藤修君 いや具体的に私は申し上げておる。具体的にシムパしたとか寄附したとか、好意を持つたとか、その団体の発行する文書に投書したとか、そういうところの顧問をしたとか参与をしたとか、そういうような事例があつた場合において、それが非行として取上げられるかどうか、非行の中に含むかどうかということをお願いするわけでは……

したとか、好意を持つたとか、その団体の発行する文書に投書したとか、そういうところの顧問をしたとか参与をしたとか、そういうような事例があつた場合において、それが非行として取上げられるかどうか、非行の中に含むかどうかということをお願いするわけでは……

○政府委員(佐藤達夫君) そういうことは、私はこの任命の際におけるいわゆる非行の基準というものはならぬように考えております。

○伊藤修君 任命の際の非行の基準にならなければ、欠格条件としては基準になるのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど触れましたように、現に委員長或いは委員になつた後において、その仕事を継続して行かれるに適しないような非行といふことでありますから、恐らく新しい現実に近い非行であるといふことにおのずからなると考えておるわけでありまして、非常に昔のことは恐らく出て来ないだらうと思ひます。

○伊藤修君 いや、この第七条の書き方から言いますれば、たま／＼任命當時はわからなかつたけれども、後日において……、任命以前において……、非行があれば当然私は罷免されるものと思ひます。いわゆる任命後に生じた非行でなくとも、その以前の非行にも遡ると、これは別に区別しておりませんから当然適用があると思ひます。従つて第五条による任命の當時にせられることは当然のことです。私の解釈は誤りないと思ひます。ただ問題は非行が……、そういう具体的事実をお示しして、それが非行となるかならん

か、含むか含まないかということをお願いしておるわけでは……必ずこれは問題になつて来ますから……

○政府委員(佐藤達夫君) どうもおつた趣旨がわからないのであります。が、或る種の思想を持つておつたといふだけのことで、一体社会的の非難に値するものかどうか、先ほど触れました言葉で結局判断するほかないと存じますが、それだけのことで社会的非難には当たらないものと思ひます。従ひましてそれだけの限りにおいて、ここにいふ非行の中には入らないのじやないかというふうに考えるわけでありま

○伊藤修君 そういう思想を持つておつたといふだけでなくして、そういう団体のシムパであつたとか、参与をしたとか顧問をしておつたとか、その団体の発行する印刷物に書いたとかいふようなことがあつた場合には、まさにそれらは共産党にくみする人だといふ認定をも、その官庁自体が認定する立場にあるんじゃないですか、そういう人も含むのか。極端に言えば共産党の人でもできるのかと、こういうことです。そこまで言えば共産党の人は好ましくないと、こゝ言うでしよう。その程度に至らない、共産党の黨員だといふ程度に至らなくても、その範疇に属する人だ、若しそれに桃色程度だといふような人の場合においてどういふふうになつて来るかといふことを聞いておるのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 任命の際の基準として考えますといふと、要するに欠格条項としては人格が高潔でない者、それから団体の規制に関し公正の判断をすることができない者といふのが欠格条項だと、私は考えるわけでは……

その人の過去の行動につきまして、人格の高潔であるか、或いは現在においてそうである者、或いは団体の規制に關して公正な判断をすることができるといふ人であるか人ではないのかといふのが、結局任命の際の判断であるという工合に考えるわけでありまして……

○伊藤修君 だから一番初めに聞いてゐるのじやないですか、七条の欠格条項は、任命の際の任命資格と同様に解釈されるのじやないか、そうだとおつたのじやないですか。人格高潔の中に当然含まれるのだ、従つてそういう七条のような欠格条項のある人は任命の際に任命しない、しない場合には……

……、それは一、二、三号までです。その末項の場合へ行つて非行といふ抽象的文字があるから、広い言葉があるから、あなたが不用意によろしいと言つてしまつたものだから抜き差しならなくなり、非行といふことが最初の任命の場合に問題になつた場合にどうするか、こゝ聞いておるのです。

○政府委員(佐藤達夫君) この非行といふ問題は、私は今の社会的非難といふ点からいつて、相当よろしくないとこを言つておるのだらうと思ひます。従つて任命の際の基準としては、そういう非行に該当するやうな人の問題は、よほどこれはこの人格高潔の場合、公正な判断云々といふことには違ひないものでありまして、問題にならんのじやないが、任命の際の基準といふも

のは、もつと／＼高くなつてゐるといふことを申し上げたいのであります。

○伊藤修君 従つて高くなつてゐるのだから、非行のあるやうな人は任命しないのでしよ、どうですか。非行はあつても任命するのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 非行の、非行に該当するやうな行為がありまして、而も現にその悪性が除かれておらないといふやうなものは、当然もう五条の資格には触れないことになるわけでありまして……

○伊藤修君 それだから結局は第七条の列記された各事項といふものは、任命の際に考慮するべき事項であるといふことは、任命の際の欠格事項であるといふことになるわけですね。それには誤りないのじやないか。だからその非行といふものの内容を聞いてゐるのを、私はその今の思想的な立場の人を国会が排除できるかどうかといふことを、具体的に起つて来るからこの際お聞きしておきたい。自分が作つた法律で自分がわからんのは困る。あなたも自分が書いたのだから……。あなたがお書きになつたのじやないでしようけれども、書いたといふことを責任を負つておるから書いたことである。だからあなたが書いた人として、どういふ氣持でこの非行といふことを書いたのですか。私が具体的に申上げた事項は、非行の中に入るのか入らないのかどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私は思想的立場のみの問題はこゝに言う非行の問題には当然入らないと思ひます。併しなから先ほど触れましたように、五条の任命の際の非行は、ずつと基準が高くなつておりまして、団体の規制に関し

て公正の判断をすることができると
きないか、そういうふるいで、**粹**で問
題になるかも知れませんかというこ
とであります。

○伊藤修君　そうするとこういうふう
に結論を伺つておきます。結局その人
の持つところの思想的なあり方という
ものに對しては問題にならん。但しそ
れは公正な判断ができるかどうかとい
うことにおいて初めてそこで検討する
ということになるのですね。

○政府委員(佐藤達夫君)　その通りで
ございます。

○伊藤修君　してみますれば、人格の高潔の人で、学者であつて進歩的な意見を持つておるといふ人でも、それが公正な判断ができるというようなお方なら当然国会は承認しても差支えないわけですね。こういうことになるわけですね。

○政府委員(佐藤達夫君) 勿論のこと
と存じます。

○伊藤修君　この第八条は衆議院で修正しておりますが、法務総裁から内閣総理大臣に任命権が移つたのですが、この任命する場合において国会の同意を経るのですが、これは国民の意思を尊重するという意味において、殊にこの種の事案に対するところの最後の、最終的と言っても差支えないでしょう。最終は裁判所ですから、最終的に重要な事項について判断を下す公正な人を選ぶという意味において、この人の選び方については、本法の生殺与奪の権をば委ねると言つても過言ではないと思いますが、かように重要な人事であればこそ内閣総理大臣が国会の承認を経て任命する。然るに罷免の場合、これは国会の承認を経ずして罷免

してしまふのですね。これは国会の意思を無視することになりはしないか。任命するときにだけ国会の承認を求めている、国民に責任を分けておいて、罷免するときには勝手にいつのまにかやめさしてしまふという方は私はちよつと矛盾しておると思います。このことはほかの罷免の場合、例えば国家公安委員の任免の場合においても、勿論この場合は国会の承認を経ることになつておるのです。任命する場合において国会の承認を経るならば、罷免する場合においても国会の承認を経べきが私は理の当然だと思います。これはどういふようなお考えでかやうな片手落ちのことをやつたのですか。

よ。ぶんなぐらん前にどうだということとを聞く機会を国民に与える必要がある。成るほど人を任命する場合に同意を得ることは当然です。だからと言って前のやつがいいとか悪いとか言つたつて始まらないじゃないですか、そうするとと政府は、この公安委員が政府の思う通りに行動しない、政府の思つた通りに活動しないと言つて、難癖つけて列記した事項です、お手のものですから、公安調査庁で以つて調査は個人生活を洗い立て、そして罷免の理由にばつと掲げて罷免してしまふ。そうして自分の意に従うような人を任命する、こういうこともできるのじゃないですか、悪く考えれば……、そんなこ

委員に勝手な人を任命しようということとは、これはもとより国会のほうでチェックなさいますからそういうことは無い、そういう保障はあるわけでありませう。それからもう一つ、この非行の問題等につきましても、一応は委員会が、まあこれは身近な仲間のことでありますから、委員会での判定をしてもらうということで、委員会の判定があれば罷免される、なぜ国会へ持つて来なかつたか、さつきの話と違ふじやないかとおつしやるかも知れませんが、これは仲間同士のことでありますから、委員会が判定してもらつたらよからうということで、罷免についても何ら制限がないということではござい

考えていないのであります。やめてもらうときには委員のかた々の協議を経て、その人に先ず以て私たち實際は勧告することであらうと思います。それを国会で承認を経るということになりますと、これはその理由が国会で明らかになると、その人に対してむしろ将来に悪い影響を与えるということを考えて見ますと、十分その事情を各委員のうちで述べて、その人の了解を得てやるほうが、考え方としては賢かじやないか、こう考えるのであります。併しほかの公安委員について皆国会の同意を得ておるじやないか、これは一つの御議論であります。實際の取扱ひいたしましたは、私は今申上げた

○政府委員(佐藤達夫君) これも考え方の問題としてはおつしやる通りに罷免の際にも一々国会の同意を得るということは成り立ち得ることだろうと思ふ

それはそういう余地を残して置くといふことはよくない。やはり公正に、同様に罷免の場合にも国会の同意を経る

○伊藤修君 制限がないということじやないけれども、いわゆる政府の意のままに罷免ができるというあり方、先

ように委員会で以て相談の結果その人の了解を得てやめてもらふというのが糧かじやないか、こう考えております。

います。ただこの場合におきましては、ここに御覧になりますように、罷免事項としては相当はつきりしたものが挙げられておりますから、罷免につ

というところが、私は国家公安委員の場合にはそうしているのだから、この場合だけ罷免に対しては国会の味を容れさせないのだ、おれが勝手に罷

ほどからくどく申します一、二、三
と、はつきりしたことはないのです
よ。ここにおいてかようなとつて以て
その人を糾弾しようというのならどの

○伊藤修君　これはお考え方で、今法務総裁もおつしやつたように、その人の人格を傷つけるということになりますれば、罷免されること自体で、内閣

いては政府の責任において行う。これは当然後任者の任命というものを伴います。後任者の任命については、これは勿論両院の又御同意を得なければなら

う。それは一号、二号、三号だけならいいですよ。先ほどからお聞きした、非行ということは非常に広いから、こ

範圍までも掀げることのできる非行というこの文字の中へ叩き込んで、そうして首切るといふことができるという、こういう幅の広い書き方はちよつ

が罷免すること自体で当然人格が傷つけられる、国会で論議するまでもない。又内閣で罷免されれば国会で問題になつて追及される、やはりその

りませんから、仮に前の罷免行為が非常に不当な罷免行為であつたという場合には、十分その際にお叱りを受ける機会がここで保障されておるわけであ

うやられたら、その人は人格を傷つけられ、非常に迷惑するのですよ。だからそういうことを保障しておくなければならない。つまり身分の保障だ、財産の保障だ、

と困るじやないかと云うのです。して見るとこゝろいうふうに書かれるならば、国会の審議を求めるほうがいいのじやないかと思うのです。ほかの法律

人の人格はすべて明るみに出して言議されるということになるのです。結局そうなるのです。それならば初めから罷免に対しまして国会の承認を経ると

○伊藤修君　これをやつてしまつてあ

は、いかんですよ。いれはる身分の保障を私は委員に与えておかなくちやいかんと思うのですが、いつでも首切られるというような尻の坐らん委員では、こゝに重大な事項は審議できまじしよ。

○国務大臣(木村篤太郎君) いや、お

います。又それが無理がないと思ひます。それを強いてこういうふうにお立てになるといふことは、結局政府の意

とからお叱りを受けたつて何もなげん
ですよ。ぶんなぐつて、あとから済ま
なかつたと言つても仕方がないです

○政府委員(佐藤達夫君) 今のお言葉に触れて何でございすが、新しい

おいて勿論委員を不法な理由で以て政府がやめてもらふというようなことは

のすまに重く人を成るべく包容したい
という考え方というふうに悪く解釈す
るのです、私のほうで……。

う。

○政府委員（吉河光貞君） 公務員として又公安調査官としてもなすべからざることでありまして、

「委員長退席、理事一松定吉君委員長席に着く」

かようなことをなしました場合には懲戒の問題も起き、又場合によりましては刑法所定の職権濫用罪の規定もございます。なお又刑罰に触れるような場合もあるかと存存するのでございます。

○伊藤修君 職権濫用罪にはなりませんよ。そういう場合には。それは強いて言えば違法行為でありますけれども、併し刑罰を科するわけではない。

相手方に財産上の利得を目的としてい

るわけでもありませんから、詐欺にもなりませんよ。それは懲戒があると云つたつて今日の懲戒において、又仮に懲戒権が発動して懲戒されたところが、それによつてどうなるか、その被害のほうが大いなのですよ。事は懲戒で済まされるような問題ではないのです。そういうことがあり得ることは予想されるのです。公務員は神様ではないのですから……。あなたたちの正しい考え方というのは末端の機構には到達しないのです。又それに携わる人が人格高潔な職員の高い人ばかりが携わるわけじゃないのですから、そういうものの違反行為に対しては一方も取締つて行かなくちゃならん、国民の目を取締らずしてそういう携わる人に對しても取締の規定を設けておくことが正しいのじゃないかというのです。そういたしますれば我々が心配する点は、そういう点でたとえ一つでも除去されて行くのです。如何ですか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点につきましては、若しそれが刑法百九十三条の職務濫用罪に当りますれば、これは当然それによつて処断いたさなければならぬのであります。それまでには当たらない、この不法なる活動がありはしないかというようなお尋ねであります。それはこの公安調査庁の調査官の一般の任務の調査に関連した問題であると考えております。私どもとしては公正の確にこれを、この法案の目的の範囲において厳に調査の事務を遂行したい。又そのようにいたさなければならんと思つておりまして、そのためには先ずこの調査庁設置法にも設けてあります訓練研修の機関によりまして嚴重な訓練教養

を施すと共に、又この調査の準則を調査庁の庁例で以て明確にきめまして、その線を確実に厳守したいと、かように考えているわけでありまして、又そのほかに庁におきましても監察事務を嚴重にいたしまして、いやくもさような世の非難をこうむることのないように嚴重なる方法によつて職員の調査の事務を規正し統制して行きたいと、かように考えている次第であります。

○伊藤修君 それはあなたの御答弁は規格品ですよ。(笑)型にはまつたことなんです。正にその通りですよ。人を殺してはならないというところは規格ですよ。併し人を殺す人があるから死刑に処すという刑法を定めなくちゃならんのです。いいですか、人間社会において人を殺すというものは最大の罪惡です。そんなことはあり得べからざることです。我々の常識以外のことなんです。然るにその常識を外す人があるから刑法において死刑を以てこれに臨むと、こう規定しているわけなんです。おまへが官吏にはさうなことはあつてはならないのです。あるべきはずがないのです。併し實際にあり得るのです。又あつたのです。そういう場合におけるところの手当をすべきじゃないかというのです。あなたの言うのは、もうそんなことは絶対の言ひではないのだというのです。そんな保証ができますか。私はあなたとここで賭をしても差支えない。必ず起るのです。そんなことはあなた神様でない以上言えるはずはないのです。(特審局の独善だよ)と呼ぶ者あり千七百人の調査官一人一人に尾行してあなたが指導するわけじゃないのです。野放しにして全国に網を張らせるわけなんです。

その人たちが何をやるかということ、現に私が捉えている事実一つでもあなたたちは監督していないのです。私が持つていた事実一つだけだつてあなたは監督していない、現にそうじゃないですか。それで多くの善良な市民が迷惑しているのです。それだから私は言うのです。そういう考え方は改めなさい。(笑)自分たちにも過ちがある、過ちがあつた場合にはこうするのだというふうにお考えになるなら我々も納得しますよ。ないのと言ひ切ることはそれは過言だと思ひます。

○政府委員(吉河光貞君) 御質問にお答へいたします。從來までにおきましても、只今伊藤委員が仰せになつたように特別審査局の職員につきましては極めて嚴重な監督をしておるつもりであります。そういたしまして職務を遂行するに適しないような非行のある者は逐次これを厳正いたしております。(笑)どうかさうな具体的な事実がございまして容赦なく御申告賜ひまして、私のほうにいたしまして責任を持つて調査いたしまして、事実を明らかにしたいと思つております。犯罪を唆したり、挑撥するといふようなことはこれは公務員として許さるべきことではないのみならず、それは犯罪でございまして、かような場合におきましては当然刑事上の問題にもなり得るものと考へております。なお今後とも嚴重に監督は勵行して行くつもりでございまして、どうか御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤修君 了承いたします。了承はいたしますが、了承だけでは国民が納得できないのです。私は了承しても国民が安心できないのです。だから法

の上においてそういうことがなきように取計うということが、立法者としての最善の考え方ではないかと思ふ。殊に政府の当局としてもそういうような考慮をめぐらすべきであるのです。この点に對しては私は政府の反省を促しておきたい。今後ともいへども、戦時中にあなたたちも我々も経験しておるのです。いわゆるスパイによつて我々がひつかかることが多く見受けられたところの事例ですよ。戦後においても行われておるのですから、いわんや今後この法律ができた場合においては当然そういうことが行われることは予見し得ることなんです。捜査のために、捜査に急にして功名を争わんとするところの官吏の常道からいたしまして、手段を選ばずしていろいろな端緒を握ろうとするところは当然のあり方なんです。その人の惡意じゃなくても、職務に忠実な余りさういふやうな手段をお選びになることはあり得ることは想像にかたくないのです。そういう場合におけるところの取締といふものは十分この法において保障しておかなくちゃならないと思ふのです。

○政府委員(關之君) お尋ねの点は結局特審局の職員が、現行法律上の制度の下におきまして特審局職員が非行をいたした場合には各種の制裁の制度があるわけでありまして、この制裁の制度は勿論さういふ非行を予防する意味において作られたことは申すまでもない点であります。結局それ以外に何か新しい制度を考えなければならぬじやないかというやうな御趣旨と拝承いたしますが、その点にしましては、先ほど申上げたごとく、公安調査庁といったしましては新たな研修機関を特に

願ひして設けまして、そこで嚴重なる教養訓練を施すこと、庁内におきましてはその職務の遂行について特別なる監察組織を作り、これを嚴重に統轄いたしたい。更に職務執行の基準を明確に定めまして、それらを勵行し、その通りにやつていかどうかということを具体的に監察し、自分のところでありまして、さうなふうにして考慮いたしたいと、かように考へている次第であります。

そのほかに一般の例えれば刑法の問題があるとか、或いは懲戒制度の拡充であるとかいふやうな点につきましては、現行の公務員法その他の一般の例に則つてこれを考へて行くのが全体として相當ではないかと、このように考へてこのやうなシステムをとつていふやうな次第であります。

○伊藤修君 研修において基本的に教養し、それから監察によつて常にこれを監督し、その他懲戒その他によつて指導して行くというあり方は、それはまさに公務員として当然のあり方です。結構なことですよ。特にこの場合のみじやないのです。一般公務員として當然なあり方です。併しこの場合はです、非行じやないのです。むしろそれは職務に忠実だとあなたたちは賞与を提供すべき事柄ですよ。捜査方法としてさういふスパイの捜査方法をとつた場合に、それにたま／＼引つかつて来る者があり得るのです。それを捕えて以てすぐこれをいゆる裁きをすというあり方が行われ勝ちです。その点を言つてゐるのです。そういうものにつきましてはそれは罪にならないんだ、それは取上げることはできないんだと、こういうふうな規定するとか、或いはさういふ行為をした者は云

云とか処罰する、こういうふうなことに書かなかつたならば、そういう手段によつてこの種の捜査というものは、調査というものは行われると云うのです。そういうものが一番有効適切な捜査方法なんですから。

○政府委員(關之君) お答えいたします。

相手方の犯罪行為を誘発するといふようなことは、これはむしろみずから犯罪を犯すようなことに相成つていけるわけでありまして、公安調査庁における調査としては誠に慎むべきことであらうと考えておるのであります。それらの点は若し文字通りお尋ねの点の相手方の犯罪を誘発するといふようなことに相成りますと、これはむしろすでに刑法上の問題にまでなつていけるわけでありまして、それはそのことにおいてすでに私は法で答へべき、そういう意味において答へべきことであつて、そういう意味合いにおいて又責任を追及すべき問題であると思つておられます。もとよりさうなことにつきましては、個々の条文においてさういふことを書くよりも、すでにさうなことは一般の刑法上の原則としていけないうことになつていゝわけでありまして、書くまでもないことだらうと考へていゝわけでありまして、むしろ私どもといたしましては、さういふようなことのまゝ世の非難をこうむると、一般のかたんにどうも無理なことをすると、非常な迷惑なことをするといふようなことをどのようにして調整して世の非難を避ける、その点に対して実は苦心している点でありまして、さういふ点はこの法案というよりは、むしろ今申上げたような内部の調査の準則を嚴重に定め、更に特別な独自の、独

自なと申しましたようか、機関として別に監察的なものを設けて嚴重に監察して行つて、さうして自衛的に部内で統制して、公正なところの調査、世の非難を受けないような調査を遂行したいと、かように考へていゝ次第であります。

○伊藤修君 私はあなたが幾々と今御説明になつた官吏の分限令の内容について指摘してゐるわけじやないです。それはさういふ非行がありますれば官吏の分限令によつて処断すればよろしいのです。正にあなたたちがなすべき仕事です。さうではなくして、誘発行為をして犯罪を助長するという場合に、おけるところのスパイ活動、いわゆる官吏のスパイ活動の場合を指摘してゐるのです。それを現在の刑法において賄賂といふ、どうして賄賂ですか。現に横浜の地方裁判所においてそれを無罪にした。検事は控訴してゐる。さうして上級審に行つて今年の末か来年判例が出るでしょう。さうした事案があるのです。現に検察庁でもそれは適法行為として認めて、それに基いて起訴してゐるのじやないですか。たまたま裁判所がとつて以てそれはさういふ誘発行為は罪を構成しないのだ。意思行為を誘導して表現せしめた犯罪行為であると、さういふ点において無罪を認定してゐるのじやないですか。これはあなたアメリカにおいてその事例はたくさんあるじやないですか。それは直ちに法律で以て処断されるということはいふ切れませんか。それを私は恐れているから、今日まで繰返され、特高警察時代に繰返されているから、恐らく今後それを繰返されるだらうと、さう思ふのです。それはあ

なたは、例を引いて悪いか知れませんが、飯田七三氏あたりに向つて、どうだ、今日の政府のやり方はよくないじやないか、一つ政府顧問をやろうじやないか、よしやろう、それですぐ顧問の内乱を企図してゐると言つて引張つてしまふのです。その報告書に基いてすぐ引張つてしまふ。又その人が証人に出て来て、これはいつ幾日もこゝにいて私にさういふことを言いました。聞いた調査官甲という者は何も処罰されんじやないですか。み

ずから訴えて出たのだから法律で免除されるのです。この法律によつて相手方はひつかかる、内乱罪として、この法律自体に、そこに免除するようになつておるのですから……、さうでしよう。又そんなことは、免除するとかしないとか、恐らくそれは問題にならなうでしようけれども、仮に正論で行つても、その人は法律上免除されることか。本法によつて定められておるのです。さういふことになるのじやないですか。それからいゝ、な例を挙げて、あなたたちに例をたくさん挙げて御説明申上げるまでもなく、よく御了承のことなんだから、さういふ場合におけるところの国民の納得の行くような保障を、規定を本法に設けなければ、他にどうか。又本法に設けなければ、他にどういふ方法を以てそれを保障するかといふことをここで明言して頂きたい。

○政府委員(吉河光貞君) 今御説明が、出ましたが、ここに政府顧問をやろうじやないかといふようなことを、まあ真剣な問題としてさういふことを公安調査官が申しまして、相手方がよし一緒にやろうじやないかといふようなことを申しますと、これは刑法上の問題じやなからうかと考へておるのであります。さういふことは絶対に公安調査官としても許される行為ではないと思ひます。

○政府委員(岡原昌男君) なお一言、只今御指摘のいゝゆる四捜査につきまして話が出ましたので、検務局の立場から一言附加して申上げます。

あの横浜で問題になりました四捜査の麻薬の事件は、麻薬を實際に売つておる者に対して、取締官のほうから話を持ちかけて、結局今お話のようになつたといふ事件でございまして、一審において御指摘の通り無罪になりました。控訴審におきまして、必ずしも今のような場合は、証拠的にはこれを無効とする、直ちに無効とするには当たらないといふので、差戻しになつて、目下更に横浜のほうで調べ直してゐるような状況であります。なお附加して申上げますと、麻薬に関する限りは、麻薬取締法の五十三條に、麻薬に関する違反の捜査に當り、麻薬取締官はこの法律の規定にかかわらず、何人からも麻薬を譲り受けることができないといふ条文がございまして、本件に直ちに適切でないだらうといふふうなことでもございまして。

○政府委員(關之君) これはお尋ねにお答えするまでもないことかと思つておられますが、念のために申上げた点であります。

それは今設例の、或る人に対して公安調査官が、おいやろう内乱を……、そのために一つ大いに暴動でも起さう、さういふふうなそれだけの話に限定いたしますならば、もとよりこの法案において許される条文は一つも書いてありませんし、又問題は刑法三十五條の「法令又ハ正当ノ業務ニ因リ、正当の業務といふようなことに相成るのではなからうかと思ふのであります。が、勿論それにも当然のであります。お尋ねの通りの事実としますれば、これは刑法上、さういふ行為の調査なり何なりが該当する行為であるものと考えるのであります。

○伊藤修君 岡原君のさつきの御説明は、私が聞いておるのには、四捜査そのものを聞いておるのです。麻薬の犯罪の内容を、こゝで以てそのことを聞いておるのじやないのです。四捜査そのもののあり方というものが今後繰返されるのじやないか。従来の経験に徴して、本来さういふような立場にある人、さういふような意思を内蔵しておる人が、たま／＼さういふ誘導に対して意思を外界に表示する。表示すれば本法によつて処罰されるのです。その人が黙して語らなければ問題はあつて、さういふ誘導があれば、かゝるのごとき意思を持つておる人にさういふ水を加へますれば、つゝさういふ言葉が誘導されて出て来るのです。出て来た場合には直ちに本法によつて処断されるのです。刑法の本則の正当の業務行為によつて云々、さういふことはここに當てはまらないのです。それは相手方のしやべつた人は正当の業務ではない。併しあなたの言ふのは、調査官のほうを言うのでしやうが、調査官のほうは処罰されないのは当然です。仮に処罰されると純理論を立てても、本法によつて、事前に申告したのだから免責されるということが本法に謳われておるのです。だから本法の立て方からいつてもそ

ういうことは容易になし得る。因捜査の非であるということは恐らく岡原君でもお認めになると思うのですが、い

いはおつしやらない。それは判例の上においてどうなるかは存じませんが、少くともアメリカではそれはいいけないという判決は確定しておるのです。日本の判例はどうなるかわかりませんけれども、そういう行為によつてなされることはこの際固く禁止すべき方法を考へなくちやいかん。だから本法を改正しろという今意見を申し上げてゐるわけじやない。政府は本法で賄うか、賄わなきや如何なる手段によつてそれを防ぎとめるか。公明正大に、あなたたちの企図するところの職務行為を正々堂々と一般の方法によつてなし得ることが期待されるのです。さういふ非合法というのですか、相手方も非合法だからこつちも非合法ということになれば別問題だけれども、非合法ということが容認されるというこ

とはいいないと思う。それに対して厳に慎む方法をお考へ願ひたいと思ふのです。あなたがたのいろ／＼なあれを、弁解を聞いておるのじやなく、具體的なはつきりしたものを伺つたほうがいいのです。

○政府委員(吉河光貞君) 重ねてお答えいたしますが、犯罪を挑発したりするやうな行為は絶対になすべからざる行為でありまして、只今そういうやうな行動に出る虞れがある、末端の公安調査官がそういうやうな行動に出る虞れがある、こゝういふやうなことに

しても、職務規範その他のものを作りまして、嚴重にさういふ行動のないやうな措置を講じたいと考えておりま

す。○伊藤修君 私はこの際さう長く繰返しても仕方ありませんが、ないことを期待しておるだけじやないけれども、ら、どうしたらさういふことが防ぎ得るか、私の指摘するやうなことを相憂されることは、私のみならず一般の人々も、あなたたちも静かに考へえなれば十分おわかりになられると思ふ。どうすれば防ぎ得るかということをお考へ下さい。

○政府委員(關之君) 今申上げたやうな、そのほかに、特にこれは私どもとして、そのやうなことの有力なる一つの直截な御意見になると思ふのであります。法務府には人権擁護委員というものが全国にこれは現在において約二千、それが完了いたしますれば一万余の人権擁護委員が設置されるのであります。これは在朝、在野の各地方における有識な方々、がなられてい

るのであります。而もその種類は、在朝の法曹のかたがこれに多くなられておるのであります。それでこれらのかたがたにも特にこの法案の運用について率直なるお叱り、御意見を承り、人権擁護委員の立場から嚴重監視して頂くように実はお願いする予定であります。それらのこともありますれば、職員の内行につきましても直ちに私のほうに反映いたしまして、適切な処置をとつて行きたい、かやうなふうに、私も有力なる一つの非行の是正の方法であるうと考へておるわけでありま

す。○伊藤修君 余り長くなりますから、

そろ／＼これで打ち切りたいと思ひますが、今の考へ方も一つの方法でしよ。併し法務府は、あなたの指摘される人権擁護委員を課に下げようと言つておる。縮小しようと言つておる。反対の方向に持つて行くのです。さうすると、これと関連するものとす／＼以てさういふことに熱意がないといふことになる、さういふことも指摘できます。私の言うのは、それも一つの方法でしよ。併しさうでなく、みづからこれに對して反省して、それに対する適切な処置を講ずることを次の機会までにお考へ下さい。

それからもう少し……。この第三条ですが、今朝羽仁さんのお言葉を伺つておりますと、幾つかお尋ねしなければならんことがありますけれども、先ず一つだけ伺ひたいと思ふのであります。今朝たゞ／＼羽仁さんが引用されたジェファアソン論の論ですね。いわゆるこの理論は、本法が公布されましたら、まさに第三条の修正されたはの号に適合すると思ふのですが、どうですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。ジェファアソンのお説が羽仁委員から出たのでございますが、こゝで規定いたしておりますのは、現実に日本において内乱が行われ、又は行ふことを容易ならしめる目的を以ちましてさういふ内乱が現実に行われることの正しいこと、或いは必要なことを主張した文書といふことに相成つておるのでありますから、ジェファアソンの事例が直ちにこれに該当するものとは考へていないのであります。

○伊藤修君 第三条は、現実内乱罪が起つていなければ、第三条のハは活用しないのですか。

○政府委員(吉河光貞君) 現実内乱が行われ、又は行ふことの正しいこと、将来の問題であります。或いはその必要なことを主張する文書といふことになつております。

○伊藤修君 従つて前段は別としまして、中段、後段に至りますれば、将来内乱が行われることを希求して、さうしてこれ／＼のこの実現の正当性又は必要性を主張した文書、いわゆる革命しなければならん、血を以て購わなければならん、こゝういふ強い主張がありますれば、これはまさにこれに適合するのじやないか、さういふことは差支ないといふのですか。

○政府委員(吉河光貞君) お答えいたします。さういふ行為がこれに該当する、政府といたしましては、御見解に相違があるかも知れませんが、今さういふ行為を取締る必要がある、かやうに考へておる次第であります。

○伊藤修君 だから私は言うのです。さういふ言質はまさに第三条のハ号に該当するといふことになるのじやないですか。こゝう言うのです。

○政府委員(吉河光貞君) 日本において、将来現実内乱が行われ、又は行ふことを容易ならしめる目的で、只今申上げたやうな文書の印刷、頒布をやるといふ行為は、社会的に違法なものであり、且つ危険なものであると、かやうに考へておる次第であります。

○伊藤修君 だからこの法文の解釈上、今の設例のごとき場合は、将来さういふことを希求するといふことのために、さういふ言質が吐かれますれば、当然さういふことはこれに適用されるのじやないか、こゝう言つておるのです。

○政府委員(關之君) 今局長がお答えしたごとく、日本において革命がなされることを容易ならしめるためにその実現の正当性、必要性を主張した、さやうな文書を作りますと、これに當るわけでありまして、それでジェファアソンが現実に使つた言葉を私もこゝで了承しておりますからわかりませんが、仮に日本におきましてここに該当することがあれば、それはこの法案に當ると、かやうに申上げるよりほか方法はないわけでありまして、

行為はハに該当するものと考えております。

○伊藤修君 そういたしますと、他の例を以ていたしますが、昨日も私は触れましたが、いわゆるレーニン、マルクス、こういうような主義、主張というものが公然国民の間にどん／＼頒布、流布されて、だから日本の政治は変更しなくちゃならん、若しくは革命しなくちゃならん、手段は暴力によつてもあえてこれを厭わないとか、こういう言質をなせば、当然これには含むわけですね。

○政府委員(吉河光貞君) マルクス、レーニンに限らず、プランキでも、他の言説を引用いたしまして、現実日本において革命が行われ、又は行うことの正しいこと、或いは必要なことを主張した文書を印刷、頒布した場合におきましては該当いたします。

○伊藤修君 問題は、指摘したマルクスとかレーニンとか、或いは先ほどの羽仁さんが引用された大統領の意見とか、こういうものはそれ自体なら問題は無いですが、そういう文書、図画を頒布した者が内乱の意図があるかどうかということ、そこが問題になつて来るのです。そうでしょう。その意図があるかどうかということは、その人の属している団体のあり方、常の言説、行動、そういうものからあなたが認定するということになるのです。ね、いいですね。認定して破壊活動者だ、こうなつて来るのです。そういう結果になる。刑事犯のほうは別として、あなたがたのほうの仕事としては、そういう行為をしておる人の意思の問題ですね。その意思をあなたがたによつて認定されるのです。その意思

がたま／＼内乱の意思があるのだという認定を下すと、その認定とそれらの文書、図画を連結せしめて、そうして内乱の罪としてこの三条の一号のハに適合することになる。そうすると意思の認定にかかつてしまう。その重大なポイントをおあなたがたの認定によつてつかむ。あなたなら結構ですけれども、あなた以下の巡査部長程度の人間が認定して、そうしてとつて以て調査官として報告する。その資料に基づいて委員会が決定する。こういう点において本法はいわゆる言論の抑圧になる。新しい革新的意見の思想、政策、そういうものに対するところの非常な抑制になつて来る、こういう点が問題になるのです。わかりますか、それに對してそこまで本法は及ぶ危険があるのです。法務総裁は、現になされつつあるところの、我々の否定してやまないとこの暴力行為というところのみを前面に押し出して、そういう団体があることは好ましくない、そういう学者があることは好ましくない、これはもう当然のことです。併し暴力行為を現実化しなくとも、そういう思想の幾、そういう事実の認定、それだけで以て直ちに本法に言う破壊活動者として認定されるのです。それが破壊活動として本法によつて取締られる。だから本法は主として暴力活動を大要にやるといふ者には適用がない。そうでなく、こうした微妙な点にひつかかる人が多く出て来る。かように治安維持法によつて有名人が多くの被害を受けているのであります。それと同様の結果を受けるから法案の適用に心配しているのではありません。あなたたちは口を開けば破壊活動だとか暴力行為だとか、そう

いつた団体は我々は否定しなくちやならん、それは正にその通りであります。が、そういう団体に本法が適用されることは先ず少いと思ふのであります。そうでなく、こうした思想の動き方、行動というものが直ちに以てて破壊活動として処断される虞れがある。これが大きな問題だと言ふのであります。或いは調査官及び司法警察官、檢察官、これらに對しまして、市街の行進が散会されて、その散会後これらに對して衝突した。その体によつて手を触れれば普通の公務執行妨害じやなくて、本法に言う公務執行妨害者としての取扱を受けることは必然であります。その場合に体に手を触れた妨害者は直ちに以て破壊活動者となり、そういう人間があればその組合は破壊活動団体になり、直ちにそれで以てその団体を解散せよと命令する、こういうことになつてしまふ。そういう危険性を多分に含んでいるのであります。だから本法に言うがごとき狙ひ、大なる破壊活動のみに本法が適用するのじやなくして、そういう枝葉末端において取締まれることは火を見るよりも明らかであります。故に我々はこの点に對する本法のいわゆるあいまいさ、漠然性、こういうところの危険を感じてか、よくに質疑を繰返しているのではありません。あなたたちは口を開けば破壊活動をやるのだと、破壊活動だけできれば結構です。それならばこういう規定を全部外せば私は賛成いたします。こういうふうなあいまいな規定を外すならば、現実の暴力行為、破壊活動に、ここに立法を要しますのならば私は双手を挙げて賛成いたします。そうでなく、味増もくそも引續き集めてこれを規制

しようとするところにここに無理がある。そういう思想行動が恐ろしいならば共産党的素因を持つた破壊活動はどうか、そういう思想活動はどうか、そういうたものに対する規制方法を出したらどうか。憲法違反の疑いがあつても堂々と出してごらんない、そのほうがすつきりしていいのです。そうでなくして狙ひが共産党にあつても共産党と言ひ切れないうところに、憲法上言ひ切れないう、だからこういうふうな抽象的な漠然とした基礎の下にこういう法律を作り上げた。従つて本當の狙ひというところにはこれが適用しない。そうでなく、枝葉末端の組合活動をすする人、学識経験者、こういう人にも多く本法が適用されることは明らかだ。それを憂へるためにあなたたちにこういう点を御質問申上げるのであります。今の御説明によりますれば結局そういうことになつてしまふが、如何でありますか。

○政府委員(關之君) お尋ねの点はこの法案の立て方、第三条などの規定の仕方の根本に關係する問題であります。この点につきましてはすでに今までのにおきましても政府におきまして基本的な考えは御説明申上げていた点であります。法務総裁におかれましてもお答えいたした点であります。政府におきましては基本的な考え方申上げてみたいと思ふのであります。この暴力主義的破壊活動は、私どもといたしましてはこの破壊活動の内容は極めて明確に規定してある、かように考へているわけでありまして、それは曾つての治安維持法などにおきましては団体を要する私有財産を否定するといふ、そういう目的、それは一つのいわば思想でありまして、それを目的とする結社を組織乃至その目的遂行の行為という広汎な規定の立て方をしてゐるのであります。私どもといたしましては、憲法の下におきましては思想の自由といふことはこれはもう絶対的である。人間の内面におけるところの思想の自由は絶対的なものであります。如何なることがあつてもこれを侵してはならない。かようなことは憲法の下においては厳に堅持しなくちやならない点だと思つております。そして結局今日の憲法下におきましては、外面的な行為において各人は責任を負わなければならぬ。何人も外に出した社会的關係を生じた行為については責任を負わなければならぬ。かようなふうな考へておるわけでありまして、かように考へまして、法案の立て方としても、とかく曾つての治安維持法のごとく思想の内面まで追求されるような虞れのある立法の仕方は最も危険なものである。かようなふうな治安維持法を反省いたしまして、第三条におきましては特にいろいろの規定の仕方も考へられるのであります。すべて刑法に規定するかような危険な活動、行為に限定しまして、そうしてその教唆、扇動、予備、陰謀といふふうな、すでにもう刑法において規定されている、或いは従来法律中において用いられている言葉を以てやるのが最も確実であり、又いわゆる拡張解釈的な点もこれらから規定を設けたのであります。そういういたしましてこれらの破壊活動の認定も、勿論第一線におきましては団体規制の面に関する限り公安調査

庁において行方であり。そうしてそれが委員において認定され、更に裁判所において又訴訟問題として認定されるわけであり。これは結果から申上げてしまふことになるわけであり。裁判所において御承認願えないという認定を委員会においてやることはもとよりいけな。本旨に副わないことであり、又調査庁におきましても、これを裁判所に持つて行つても認められるというような確信の下においてすべての証拠を出さなければならぬことは、法案全体の建前から見て、私はさうな事になつてゐると思つておるわけであり。従ひまして裁判所に持出して、もうこれは認められなければならないというその線に沿つてこれらの認定とすることが行われなければならないのでありますからして、その線も司法裁判所の再審査という線におきまして、その司法上の構成の線に沿つて調査庁の認定も行われるというに相成ると思つてあります。お尋ねの単にマルクス・レーニン、或いは外国のそういうようなこれと同じような学者の言説を紹介し、或いはそういう一つの歴史的事実を紹介するということとは何らこの法案に該当するものではないのであります。又只今伊藤委員のお話の中には例へばこの三条の二号の公務執行妨害の罪におきまして、検察官にちよつと手を触れただけで、法案にかゝるのではないかというふうなお話があつたのでありますが、この法案の、これはどういふのであります。第四号、第六号を見て頂ければわかるのでありますが、決してさうなことはないであります。さうな過

去において暴力主義的破壊活動をしなした団体が継続又は反覆してこのよう活動をしなしたその団体だけが規制になるのであります。かようなことは、結局そのような性格を持った団体、そのような暴力主義的破壊活動のようなことをなすことが性格化した団体、さうなものが規制の対象というところに相成るのでありますから、又そこで問題になりましたが、たゞ／＼行つた或る一人の者が検察官或いは警察官に手を出したと申しましても、恐らくそれは団体の活動ということに認定することには困難だらうと思つてあります。そこに行つた参加者の一人がたゞ／＼やつたということになりますと、それはその人の個人的な問題であつて、団体的な活動としてやつたという認定は恐らく不可能のものと私は思つてあります。

○伊藤修君 今、検察官の公務執行妨害は、第三条の二号の二に規定されてゐる、まさに破壊活動の定義のうちに入つてゐるでしよう。これ即ち破壊活動ですか、破壊活動ではないのですか。定義の中に含まれておれば当然破壊活動として認定されることは当然じやありませんか。それは私が手に触れたということは一つの設例です。当然その背後には、団体というものが背後にあることは説明を要しないことである。個人の一人が、私が個人の調査に手を触れたと言つても、それは極く單純に公務執行妨害としての刑法上の罪を受けるに過ぎない。団体を背景にして、例へばこの間のメーデーのよう、宮城前広場において集団的になされた場合に、その一人がその警備するところの巡査といさかいたしますれば、手を触れるか頭が触れるか、棒で叩き合うか、いずれにしたつてそれはすべてこの破壊活動に含まれるのじやないか。こういうふうな顯著なことは問題がないです。私から見ても問題は、別にあれはいい行為であるとは言いません。刑法上においても当然処断されるべきことである。併しそうでなくして、神戸にこの間我々が行つて聞きました、集会をいたしまして、なだれ出て来る、どちらが誘発したか知りませんが、實際の問題は、彼らはあらかじめ用意しておつたこのです。そういう用意しておつたことは當事者において知らない、幹部は知つてゐるでしよう。押し流されて出て来て巡査と衝突したという場合、やはりその団体の一員としてこれは処断されることは当然なことである。その場合において、それは、お前は団体以外の個人の行為だと認定されません。これはあなたに裁判に携つてゐるからよく御存じのことです。その場合の集団的な行為といふものに一括包容されて、団体の活動の一部として認定されることは容易なことである。そういう場合においても破壊活動と認定されるのではないでしようか、それを言つてゐるのです。それからあなたに先ほど幾々御説明になりましたけれども、いわゆる破壊活動そのものを取締めることは差支えありませんけれども、それに便乗いたしましてかような末梢の点まで、思想まで立入つて取締るといふことは、この運用によつては非常な弊害を生ずると、こういうことを言つてゐるのです。それから治安維持法においては非常に不明確な龐大な用語が用いられておつたというけれど

も、或る意味においては本法の書き方のほうが非常な不明確な龐大な言葉を使われておるのであります。例へば政治上の主義若しくは施策を推進し、これほどひどい言葉がありますか。治安維持法の冒頭に書かれた文字よりこれはまだひどいのです。この中にどれだけ含むのですか。あらゆるすべてが含まれる、これらのの中に包容されるものがありますか。又第三条の第一号、修正されたこの規定によりまして、「その実現の正当性」、何を以て正当性とするか、あなたたち自身だつてこれはわかりません。こういう抽象的な言葉を使つてゐる。まさに最高裁判所の判例によつて以外に方法は無い。又は必要と、こういう言葉も非常にお考へになつて苦心慘愴されたとは思ひますけれども、これ以上には出て来なかつたのでしよう。併しこういう抽象的な市の広い言葉を使つて、治安維持法よりは非常に改善されてゐるという御説明は私は當を得てゐないと思ふ。治安維持法は私がまだわかりやすいです。又「行為の実現を容易ならしめる」、どの程度容易ならしめるか。これも市の広いことです。ここに書かれた、そういうふうな目的だといふ認定はあなたたちの手に握られてゐる。それは規制するだけだからいいと言ふが、一面においては破壊活動として刑事責任を負う、扇動、教唆、陰謀、予備、それらが中に入つて来るじやないですか、両面に責任を負つて来るのです。刑法上の責任、行政上の、この第四条による行政実体規定によつて来る責任、二つの責任を負つて来るのです。あなたが説明するようになかるるものではない。受け

る国民の迷惑は甚だしい。(その通り)と呼ぶ者あり)あなたの御説明では私は納得が行かない。
○政府委員(吉河光貴君) 先輩であります伊藤委員のお言葉を返すようでありますが、政府として御質問の点につきまして簡単に意見を申上げたいと思ひます。この法案におきまして、団体が規制される場合におきましては、団体の役員又は構成員がその団体の意思決定に基きまして、その意思の実現のためにする行為として、第三条列記するがごとき行為を行つた場合にその団体が規制されるのであります。従つて、団体の構成員又は役員が団体と離れて個人としてかような行為を行つた場合におきましては、団体が規制されるわけではございません。このことは証拠によつて立証されなければならない建前になつておるのであります。又第二に、政治上の目的云々は、大要広汎ではないか、治安維持法に比べましてそれ以上に更に広汎ではないかという御指摘でございます。成るほどこの政治上の目的云々は、それ自体としては広汎であります。併しながらその目的を以て第三条第一項の二号に列記しましたとき重大な犯罪を行うこととが暴力主義的破壊活動となつておるのであります。で治安維持法におきましては、御承知の通り結社犯の構成を持つておきまして、而もその結社犯は非常に広汎な目的犯として規定されております。その目的の内容に団体の変革或いは私有財産制度の否認という事項を入れてゐるのであります。で、結社犯及び目的遂行犯の違法性は、すべてこの目的の中から流れ出て来るという建前になつておるのであります

が、この法案におきましては政治上の目的を以て殺人、放火、騒擾のごとき重大なる犯罪を行うということが暴力主義的破壊活動の実体となつておるわけでございます。更に進みまして内乱を準備し推進するような言論まで抑えるのは行過ぎじやないか、これは内乱が起きたら内乱の予備、陰謀なり、そういうものとして刑法に規定されていゝるものを取締ればよいのではないかと、御指摘でございますが、政府といひましては、ここに掲げてありますような行為が、即ち教唆なり煽動、更には内乱の実現の正当性、若しくは必要性を主張した文書を、内乱の実現を容易ならしめる目的を以て印刷頒布する行為、それが現下の事態におきましては危険且つ違法な行為である、それを取締らなければならぬというような確固たる見解を持つてゐるのでありまして、このことにつきましては、先般アメリカにおきまして十一人の共産党幹部がスミス法違反で有罪の判決を受けまして、これに對しましてアメリカの最高裁判所がこのスミス法並びにその当該事件につきまして合憲の判決を下しました。このことにつきましてダインソン裁判所長官は、かような言動こそ拱手してこれを傍観すべきではない、現在かく明白なる危険あるものとして、これに對してスミス法を適用することは絶対に必要且つ合憲的であるというやうな言説を述べておられるのでございます。

○伊藤修君 時間も少いですが簡単に一つ願います。成るほど本法の第三条の二に列記されるところのいわゆる犯罪事実というものはこれは好ましくないのです。これをなす者に対しましては厳刑を以て処断することはこれは何も厭うところではないのです。だからそれは刑法において賄えば差支えないじやないですか、現在の刑法で賄い得ないというならばこれに加重刑を一条設ければ何でもないことです。刑法に一条を追加することによつて十分賄い得ることです。これを棒を抜くまじで及ぼすというところの必要性、それから殊に第一号の内乱の場合においてはこのやうな思想の点まで含まれて来るというこのあり方、こういう構成のあり方が余りに神経質過ぎるのです。世の非難を受けるのはここにあるのです。何も放火する、殺人する、あなたたちは口を開けば放火、殺人、強盗、強盗は入つていませんけれども、(笑聲)罪をばつと表へ出して、そうして国民を眩惑してしまつて、国民はそんな犯罪は恐ろしいのだからまことにそれは必要であらう……。豈にそんなやうな刑法のほうちでやんと処罰してゐるのだ。特段に本法においてこのやうなことを重々しく掲げて、以てこれで先ず国民に危険性を指摘しようというふうな図つたことを考へられるのです。その必要毫末もない、そんなことは言うを待たない、恐らくここに列席されてゐる人はさやうな行為を是認する人は一人もありません。(その通り)と呼ぶ者あり)ただそれに附加して扇動とか文書、図画、

つても差支えない、好ましくなければ、輿論がそれを支持するならば、それで事足りるじやないですか。そうしてさういふやうな団体が存在するといふならば、それに対する特段の手当をすればいいのです。又捜査方面においても十分それは賄える。さういふやうなことを考へるが故に私はその点を指摘してゐるのです。特務局の、又政府の考へ方というものはその点に根本の誤りがある。ただ彼々として共産黨撲滅のために本法を何とか一つというやうな考へ方でさういふやうな至れり尽せりというやうな法律を編み出したのでしようけれども、それによつてこのやうなところの大多數の国民という者の迷惑を取上げなければならぬと思ふ。恐らく私がここで申上げるまでもなく、目を凝らしてその危険は現われて来る。實際問題、實際好ましくない。事案はさつちのけで、現にこの間御質問申上げたときにも非公開の集會は少しもこれを禁止しないのだと言ふ。實際の被害は、被害は非公開の場合に多いのです。この間も申上げた通り公開の席上で以てかやうな犯罪を企図したり犯罪を扇動したりする馬鹿はない。非公開の場合においてこそそれはなされる。それには本法を適用しないと言つてゐる。本法は却つてさういふものこそ危険だから取締らなければならぬ。非公開といへどもこれを許さんというならまだ筋は通る。それはあなた

というものがあなたたちの手に握れると思ふのですか。神業です。この神業を「団体等規正令のほうがつつと強い法律じやないか」と呼ぶ者あり)この法律だけで賄おうという考へ方は以てのほかだ。従つてさういふことはできないでしよう。できないと折角さういふ法律を作つて死法にしてしまふことは社会の面目上堪えられない。特務局は大きな予算を取つて堂々と店開きをしたいけれども仕事は少しもない。先ほどの羽仁さんのお言葉ではないけれども、結局仕事を作るために、あれがさう言つた、誰がさう言つた、あの學者はさういふものを書いた。内乱の意図があるのじやないか、さういふやうなことを根拠り葉摘りして、遂にそれを認定して、破壊活動者という極印を捺してしまふことになる。さうしてその団体を解散する。さうすればその人間は今度刑事犯のほうではそれに基いて重く処罰されることは必然の結果だ。思つても身の毛のよだつやうな法律と言わなければならぬ。さういふ点は少くとも反省して頂きたい。本日は時間もありませんので、この次御質問申上げます。八点まだ質問の御答弁が留保されております。これは本日これからやりまふと相当時間がかかりますから、一日以後でよろしくございませうから、詳細にその一点々々お答え願ひます。本日はそれをやつておきますと二時間くらいかかりますから、八点一日以後において御回答願ひたいと思ひます。それに對して重ねて質問申上げます。なお本日羽仁さんが御質問になつたいわゆる確信犯に対する問題、それから国民の抵抗権に關する問題、これは私はなお

掘下げて質問を申上げたいと思ひます。あらかじめ申上げておきます。○政府委員(岡原昌男君) 先ほど罰則の立て方につきまして、これを未然の段階において手当するのは行き過ぎではないかという御質問がございました。昨日お答えいたしましたときには、若干時間ございませぬので意を尽さなかつたのでございませうが、法律の立て方といたしまして、この一つの犯罪事実或いは実害が発生した場合に、これに對して只今お話のやうな死刑を以て臨むという建前もないではないのでございませう。さうながらこの重大なる犯罪につきましては、極く重大なる犯罪だけに、これは本人の悪性が非常に強いという点からいたしまして、この而も実害が非常に大きいという点からいたしまして、これを未然の段階において防止するといふことが……、先ず未然の考へ方でございます。さうしてそれに対して更に共犯のたぐさのいろいろなものを持つて参りました。これと併行して参るのでございませう。ところで現下の情勢に鑑み現在の刑法を以てしては未だこの治安の維持に全きものではないといふので、昨日も申しました通り特に犯罪の重き者に對し、又その影響の重大なる者だけに對しまして、先ほどお話のやうな例えれば殺人とか放火とか、強盗も入つておりますが、強盗とか爆発物取締罰則といったやうな非常に重い者だけに對しまして予備、陰謀といったやうな拡張の形式も一方ございませう。つまり実害が発生して、これを死刑に処するよりは、その実害を発生すべき程度の本人に悪性が認められた段階においてこれを事前にチュックすることが、本人に

対しても親切であるのみならず、社会全般の公共の福祉にも合するというふうな考え方でございます。

○伊藤修君　ちよつとあなたの今おつしやつたことに矛盾がありますから、ちよつと言います。

あなたはそうおつしやるけれども、法務総裁は昨日羽仁さんの御質問に對しまして、いわゆる本法の目的は確信犯に對しては、これらに對しては何らの考え方は持つていないと、これは止むを得ないのだと、こう言つておるのです。およそ刑の目的というものは、いわゆる教育を目的とするか、一般予防を目的とするか、乃至はその人の個性の改善を目的としなくちやならん。併し本法の企図するものは、そうしたものはこの刑の本質に入つていないのです。何となればかような犯罪を犯す者は確信的にこれをなされておる。その刑の高い低いによつて本人の性質を改善せしめることは不可能であるし、又そういう行為を阻止することも不可能であるし、如何なる刑罰があろうと如何なる制約があろうと、それを突破してこそなそうという強い信念の下に行われるのであります。でありますから刑の如何なる最高刑を以てしてもこれを阻止することはできないのです。してみますれば、本法においてそうでないいろいろの理由によつて、今あなたが御説明になるような目的で以て、刑を、量刑を定めたとすれば、昨日の法務総裁のお答えとは少し違つて参ります。

○政府委員(岡原昌男君)　いわゆる確信犯に對する処遇の問題につきましては、刑法上の学説が分れておることは伊藤委員も御承知だろうと思いま

す。そこでいわゆる純粹なる確信犯人という者は、その改善不能なる限度において確信犯と言われると、まあ普通は定義するのでございますが、いわゆる確信犯に對しましても、まあ權衡という問題もございまして、いろいろなことを転機といたしまして本人が考えを変えようということは、これ又当然あり得ることでございます。まあその問題は一つの問題でございますが、私が死刑と申上げました、極刑を以てこれに臨むと申しましたのは、伊藤さんが、さような實際の犯罪が起きたら刑法の罰条を高めて、極刑を以て臨むことも異存はないというふうなお言葉に私拝聴いたしましたので、実は少し受けて余計なことを申しましたのでございまして、別に私はさような者を死刑を以て臨むのが本筋だということをは認しておる議論ではないのでございまして。これは勿論でございますが、さような重い犯罪につきましては、やはり本人に悪性の強いものがあり、その悪性が事前段階において相当顯著に現われて来る、従つてその場合においてこれを排除するのが社会公共のためであらう、こういうふうの意味でございまして。

○伊藤修君　長くなりますから、この確信犯の問題については後日改めて追及することにいたします。

○理事(一松定吉君)　速記とめて。

〔速記中止〕

○理事(一松定吉君)　速記始めて。本日はこの程度にとどまして、明日は午前十時から続開いたします。

午後四時三十四分散会

昭和二十七年六月六日印刷

昭和二十七年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁